

第3次守谷市環境基本計画 (素案)

令和●年●月
守谷市

第3次環境基本計画ができました！

次のページからP.14までは、
簡単な環境基本計画の概要を示しています。
詳細な本編はP.19から掲載しています。



第3次守谷市環境基本計画を策定しました！



そもそも「環境基本計画」って何だろう…？

守谷市における環境に関する取組を進めていくために、市民や事業者や市が、環境に対する共通の意識を持ちながら、それぞれができることを理解した上で、より良い環境を作るために行動していくための指針のことです。

そしてまた、環境に関する個別の計画をまとめるのと同時に、幅広く展開される市のさまざまな取組について、環境の面から、望ましい方向へ導いていく役割も持っています。

ほかの計画との関係は？

環境基本計画は、守谷市の最上位計画の「第三次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）から導かれる環境面の総合的な計画です。また、守谷市のまちづくりに関する「守谷市都市計画マスタープラン」や緑豊かなまちづくりに関する「守谷市緑の基本計画」などとも関連しています。

計画に取り組む人はだれ？

この計画は、市民や事業者など市に関わる全ての人が取組みます。さらに、市の範囲を超えた取組が必要になった場合には、国、県、近隣の市などとも協力しながらこの計画を進めていきます。

どんなものを対象にしているの？

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の5分野とします。



計画期間は？

この計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度の10年間の計画です。世の中の環境の変化や、新たな問題が起こった場合などには、必要に応じて見直しを行います。

	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)	令和18 (2036)		
総合計画		基本構想 令和4(2022)年度 ▶ 令和13(2031)年度						→						
			総合計画（後期） 令和9(2027)年度 ▶ 令和13(2031)年度				→							
都市計画 マスタープラン			平成27(2015)年度 ▶ 令和17(2035)年度						→					
緑の基本計画	第二次計画策定 令和3(2021)年度		中間年次 令和12(2030)年度				目標年次 令和22(2040)年度							
環境基本計画		令和8(2026)年度 ▶ 令和17(2035)年度										→		

世の中で最近話題になっていること

- ✓世界だけでなく日本も年平均気温が観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、農産物の品質低下や熱中症のリスクが増加しています。
- ✓生態系の健全性の回復に向けて、30by30 目標の達成やOECM※の設定・管理、自然共生サイトを認定する仕組みの検討が進められています。
- ✓日本では、1.5℃目標と整合的な形で、「2050年カーボンニュートラル」「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げています。
- ✓持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進しています。
- ✓国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すために「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進しています。

写真 or コラム

写真 or コラム

守谷市の身近な環境について

- ✓利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた台地の中心部に向かって谷津が形成され、豊かな水辺と緑に囲まれています。
- ✓守谷市の公共施設にカーボンニュートラル都市ガスを導入しました。また、令和5年より「東部ガスさすてな電気」の供給を開始し、CO₂の排出削減に取り組んでいます。
- ✓国や茨城県で実施している省エネのための取組（住宅省エネキャンペーンやうちエコ診断など）を情報発信するなどカーボンニュートラルに向けた取組を推進しています。
- ✓ほかに実施している守谷市の環境における取組については、P. 3・4をご覧ください。

豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向けて、
＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を掲げて、取り組んでいきます。

＜ 守谷市が目指す望ましい環境像 ＞

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

- 取組1 緑地や斜面林の保全と活用の推進
- 取組2 公園や街路樹の整備及び適正管理
- 取組3 里山の保全と活用
- 取組4 農地の保全と活用

方針2 生物多様性の保全に取り組む

- 取組1 エコロジカル・ネットワークの形成
- 取組2 緑地の保全と活用
- 取組3 希少生物の保護と保全
- 取組4 外来生物の侵入防止と根絶・抑制

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します

方針6 地球温暖化対策を推進する

- 取組1 再生可能エネルギーの導入推進
- 取組2 省エネルギーの導入推進
- 取組3 市（行政）の省エネルギー化に向けた率先行動の実施

方針7 気候変動への適応に取り組む

- 取組1 土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施
- 取組2 健康被害への対策の推進
- 取組3 自然環境や農業への影響に関する対策

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

方針3 安心・快適な暮らしを守る

- 取組1 生活マナーの向上と環境美化活動の推進
- 取組2 空き家問題対策の推進
- 取組3 犬・猫の飼育方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援

方針4 地域環境の保全に取り組む

- 取組1 騒音・振動、悪臭対策の推進
- 取組2 水質の監視観測
- 取組3 化学物質の総合的なリスク対策
- 取組4 放射能に対するモニタリング調査の実施

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

方針8 環境教育・環境学習を推進する

- 取組1 環境教育及び環境学習の推進
- 取組2 自然観察・体験の場の機会提供
- 取組3 市内の良好な自然に関する情報の発信

方針9 環境意識の連携・活性化を進める

- 取組1 市ホームページや広報もりやなどを活用した情報発信
- 取組2 活動団体や環境ボランティア活動への支援
- 取組3 事業者による環境配慮活動の促進
- 取組4 近隣自治体等との連携

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します

方針5 循環型社会づくりを推進する

- 取組1 ごみの減量化の促進
- 取組2 ごみ分別の取組促進
- 取組3 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進
- 取組4 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発
- 取組5 ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進



基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます

《自然環境・生物多様性分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

こじゅまる

環境の場となる里山の生態系を守ったり、散策路・水路の整備など子どもたちや市民が、身近な自然を楽しみ、触れ合えるような環境づくりを進めているよ。



※自然と触れ合い、散策路・水路の整備を進めている写真を載せる（2枚ほど）

こじゅまる

「守谷野鳥のみち」は市民ボランティアと市が手作りしたんだ。そこではウサギやオオタカなどの生物が生態系を築いているよ。
ほかには、斜面林を中心に守谷の原風景である里山の景観を作っているよ。



すごいね！知らなかったけどいろんなことをやっているんだね！
でも、何か問題があったりするのかな？

こじゅまる

ニュータウン開発によって守谷市の里山は徐々に減少してきているんだ。残っている場所も耕作放棄地になって、ごみが不法投棄されているんだよね…。
他にも外来生物の持ち込みで生態系のかく乱が懸念されたりしているよ。
緑地を保全するために、利根川や鬼怒川、小貝川などの河川環境や、斜面林などの緑地を適正に管理する必要があるね。



守谷の豊かな自然を未来につなげるためにいろんな問題があるんだね。
私たちにできることはあるのかな？

こじゅまる

市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！
ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.●●にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！



2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「自然環境・生物多様性」

《市民が取り組めること》

- 市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- 地域の公園などの維持管理活動に積極的に参加し、みどりに親しむ時間を増やす。
- 家庭でのプランター菜園やグリーンカーテンなどの、身近なみどりを創出する。
- 地元産の新鮮な農産物を優先的に購入し、地域の農業を応援する。
- 自然観察会に参加するなど、地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性[※]への理解を深める。
- 外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。

など

《事業者が取り組めること》

- 市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- 事業所の敷地内緑化等に取り組む。
- 開発等を行う際には、自然環境の保全・創造に十分配慮する。
- 地元の農産物を提供するなど、地産地消を取り入れ、地元の農業を応援する。
- 生物多様性を保全する市民活動や行政取組を支援する。
- 土地開発の際は、生物多様性の保全・創造に十分配慮する。
- 外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。

など

コラム 『守谷市の様々な市民行動』

内容検討中

コラム 『守谷野鳥のみち』

内容検討中



Keyword

『生物多様性』

生きものたちの豊かな個性とつながり、多種多様な生物がこの地球の中で共存していることを言います。地球上の生きものは長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。詳しくはP. ●●にも書いてあるよ！



自然環境・生物多様性に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！興味があったらP. ●●を見てみてね！

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

《生活環境分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

こじゅまる



騒音、振動、水質等の環境調査を定期的実施しているよ。毎年の調査結果は守谷市環境報告書に載せているよ。
ほかには、市民と一緒に清掃・美化活動も行って、今後も引き続き市民の皆さんに参加してもらえるように、広報や周知活動も展開しているんだよ。

※市民協働で清掃・美化活動をしている写真（2枚ほど）



市民が知らない環境調査とかたくさんやっていて、市の生活環境を守っているんだね。何か問題があったりするのかな？

こじゅまる



大きい道路や公園で、ごみやたばこの吸殻が落ちていることがあるので市民の皆さんに対してマナーの向上を呼び掛けることも必要かな。あとは空き家が今後増えたときに周辺環境を悪化させる可能性があるがあるので、その対策を事前に考えておく必要もあるかな。
市内の環境調査は引き続きモニタリングして、皆さんに情報発信するよ。



毎日の安心できる暮らしを保つためにいろんな問題があるんだね。私たちにできることはあるのかな？

こじゅまる



市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！
ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.●●にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！

2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「生活環境」

《市民が取り組めること》

- ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守る。
- 日常生活の中で発生する悪臭や騒音・振動等について近隣への配慮を心がける。
- 自分が住んでいる地域の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- 地域住民に迷惑をかけないように責任をもってペットと暮らす。散歩時は、排泄物の処理を忘れずに行う。
- 騒音・振動・悪臭等により、近隣への影響を及ぼさないよう気を付ける。
- エコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- 日常生活において食べ残しや廃油をそのまま排水口に流さず、合成洗剤も必要以上に使わないようにする。

など

《事業者が取り組めること》

- 事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- 不法投棄の監視に協力し、発見したら関係機関にすぐに通報する。
- 事業所の建物や看板は、周辺の景観に配慮したものにす。
- 事業活動から生じる騒音・振動の低減及び悪臭発生防止に努め、関係法令を守る。
- 法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制する。
- 事業所でエコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- 農薬や除草剤、化学肥料の使用量を少なくする。

など

コラム 『守谷市環境報告書』

内容検討中

コラム 『エコドライブ』

内容検討中



『有機フッ素化合物（PFAS）』

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンサルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきました。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められています。詳しくはP.●●にも書いてあるよ！



生活環境に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！
興味があったらP.●●を見てみてね！

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します

《資源循環・廃棄物分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

こじゅまる

「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づいて、5Rの推進や生ごみの堆肥化など、ごみの資源化や再利用を進めており、市内から排出されるごみの減量化を進めているんだ。
そのほかにも、食品ロスの削減に向けた取組を茨城県や関係省庁と連携しながら進めていたり、市民の皆さんに呼びかけを行っていたりするよ。



ごみを減らすためには、市だけでなく市民の取組も重要なんだね！でも、何か問題があったりするのかな？

こじゅまる

ごみの分別を適切に行わないと、ごみ処理施設で火災事故が発生する可能性もあるんだ。だから、決められた分別方法で皆さんにごみを捨ててもらうために、大切な情報を発信していく必要があるんだよ。



※環境講座、常総環境センターの写真（2枚ほど）

ほかにも常総環境センターと連携して、ごみに関連した環境学習や出前講座などを実施することで、ごみの適正処理に関する意識を高めることも重要だね。



資源を有効に活用するためにはいろんな問題があるんだね。私たちにできることはあるのかな？

こじゅまる

市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.●●にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！



2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「資源循環・廃棄物」

《市民が取り組めること》

- 生ごみは水分をよく切り、ごみの減量化に努める。
- ペットボトル、びん、かん、紙などをしっかり分別し、資源として再利用する。
- 計画的に買い物をしたり、調理を工夫して食品ロスの削減に努める。
- 過剰包装商品避け、詰替え商品やエコマーク商品など環境保全に取り組んでいる商品を優先的に選ぶ。
- マイバッグやマイ箸、マイカップ、マイボトルなど繰り返し使えるものを使う。

など

《事業者が取り組めること》

- マイバックの持参を呼びかけと合わせて、商品の簡易包装に努める。
- 食品ロスを出さない調理やメニューの提供、食品の量り売りに取り組む。
- ペーパーレス化などにより、省資源化に取り組む。
- 原材料やサービスなどを調達する際は、環境負荷の小さいものを優先的に選択する。
- 資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売やリサイクル製品の積極的な使用に努める。

など

コラム 『5R』

内容検討中

コラム 『食品ロス』

内容検討中



『※検討中※』

Keyword

詳しくはP. ●●にも書いてあるよ！



資源循環・廃棄物に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！
興味があったらP. ●●を見てみてね！

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します

《脱炭素社会・地球環境分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

こじゅまる



地球温暖化を原因とする気候変動によって世界中で自然災害が多く発生していることから、日本は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを目指すことを宣言しているよ。守谷市でも、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明したんだ！
地球温暖化対策のための計画も策定していて、二酸化炭素排出を抑えるための取組を進めているよ。



地球規模の問題だけど、市民一人ひとりが行動する必要がありそうだね。具体的に市ではどのような取組をしているの？

こじゅまる



二酸化炭素の排出を抑えるために、市民や事業者に向けて省エネルギー性能の高い設備への切り替えや、太陽光エネルギーなど再生が可能なエネルギー設備の導入に向けた普及啓発活動などを行っているんだ。

※省エネ行動の写真 市保有エコカー、太陽光パネル等の写真（2枚ほど）

ほかにも、公共施設では積極的に省エネ設備を導入したり、省エネ行動を促したりして、市職員一人ひとりの環境に配慮した行動を促し、脱炭素化に向けて行動しているんだ。



未来の地球環境のためにいろんな取組や課題があるんだね。私たちにできることはあるのかな？

こじゅまる



市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.●●にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！

2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「脱炭素社会・地球環境」

《市民が取り組めること》

- 太陽光発電システムや蓄電池、高効率給湯器、再生可能エネルギー由来の電力などの導入を検討する。
- 住宅を新築・改築する際には、住宅の断熱性能の向上や省エネルギー改修、ZEHの導入を検討する。
- 市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- こまめな水分補給やクーリングシェルターの活用など、熱中症の予防に努める。
- 住宅の新築・改修時には、断熱装備や蓄電システムなど気候災害に役立つための設備の導入を検討する。
- 環境や気候の変化について、家族や友人などと話題にする。

など

《事業者が取り組めること》

- 事業所への太陽光発電システムの設置や、再生可能エネルギー由来の電力を導入する。
- 建築物を新築・改築する際には、省エネルギー改修やZEB化などを検討する。
- 日常的な省エネルギーの取組とともに、エネルギー効率の良い設備、機器を導入する。
- 市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- 茨城エコ事業所に登録し、環境負荷の低減に取り組む。
- 屋外作業や外出をする従業員に対して、こまめな水分補給など、熱中症対策の取組を進める。
- クーリングシェルター施設を提供する。
- 気候変動に対する自社の取組を広く発信するとともに、取引先企業とも共有する。

など

コラム 『ZEH・ZEB』

内容検討中

コラム 『RE100』

内容検討中



『再生可能エネルギー』

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといったエネルギーで、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、地球の環境に良いだけでなく、日本のエネルギー確保にも役立つ、重要な低炭素のエネルギー源のことを指します。詳しくはP. ●●にも書いてあるよ！



脱炭素社会・地球環境に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！興味があったらP. ●●を見てみてね！

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

《環境活動・市民行動分野》

1. これまでの市の取組



守谷市では、どのような取組を行っているの？

こじゅまる



市内小中学校の授業には環境からの視点が含まれているので、それが子どもたちの環境学習につながっているよ。また、里山の保全をするために市民活動団体が市民などと一緒に活動したりしているんだ。

※市内小中学校での授業風景の写真（2枚ほど）

そのほかにも国や県と協力して、環境に関する講座や自然観察会を行い、自然を身近に感じてもらえるような取組を進めているんだ！



なるほど！環境教育が身近にあると、環境への意識も高まりそうだね！でも、何か問題があったりするのかな？

こじゅまる



自然体験活動など実体験を伴う経験をすることが大切だと考えているよ。そのために市だけでなく市民活動団体やNPOなどと協力して取り組んでいくことが必要なんだ。
市民や事業者に向けて、効果的に市の取組などを発信していくために、皆さんに伝わりやすい新しい情報発信方法などを考えることも必要だね！



環境行動を活発にするためには、いろんな問題があるんだね。私たちにできることはあるのかな？

こじゅまる



市民や事業者の皆さんが取り組めることを次のページにまとめてみたよ！ここに載っている取組のほかに、守谷市が取り組んでいる施策とか詳しい内容をP.●●にもまとめてあるから、興味のある人は見てみてね！

2. 市民や事業者が取り組める環境行動 「環境活動・市民行動」

《市民が取り組めること》

- 環境に関する書籍や新聞記事、自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- 自然体験学習や環境学習講座など、環境イベントに積極的に参加する。
- 家族や友人、身の周りの人と、環境に関する情報を話題にする。
- 市民・地域団体やNPO等が行う環境学習・環境保全活動に積極的に協力する。
- 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境活動の開催に協力する。
- 家族や友人と環境について話し合い、自分なりに取り組めることを継続して、良好な環境の維持に努める。

など

《事業者が取り組めること》

- 環境に関する書籍や新聞記事、自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- 従業員（社員、職員等）を対象とした環境学習・環境研修を実施する。
- 自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信する。
- 関連企業や取引先企業に対し、環境保全や環境への負荷の低減を呼びかける。
- 市の環境学習イベントや市民活動への協力支援、施設見学会の実施など、CSR活動として、環境教育・環境学習の機会を提供する。
- 市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進する。

など

コラム 『市民活動団体』

内容検討中

コラム 『Morinfo (もりんふお)』

内容検討中



Keyword

『CSR活動』

CSR (Corporate Social Responsibility) とは、企業を取り巻く様々な関係者との交流を通じて、良質な製品・サービスを提供するという本来の事業を基本に、法令を守るだけでなく、環境保護や地域活動などに積極的に取り組むことで、企業自身だけでなく、環境や社会の発展にも役立つ企業の行動のことを指します。

詳しくはP. ●●にも書いてあるよ！



環境活動・市民行動に関する市民や事業者、市の具体的な取組などをまとめたよ！
興味があったらP. ●●を見てみてね！

市長挨拶

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	19
第2章 本市を取り巻く環境の課題.....	23
第1節 市域の概況.....	23
第2節 環境をめぐる社会動向.....	28
第3節 現行計画の取組や環境指標の達成状況.....	32
第4節 市民の環境に対する意識や取組.....	34
第5節 本市の環境課題.....	37
第3章 本市の望ましい環境像.....	40
第4章 実現に向けた基本目標と方針.....	41
第1節 施策の展開方向.....	41
第2節 計画の体系.....	41
基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます.....	43
基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります.....	49
基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します.....	56
基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します.....	61
基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します.....	70
第5章 計画の推進及び進行管理.....	77
第1節 計画の推進体制.....	77
第2節 計画の進行管理.....	78

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景

本市では、2016（平成28）年8月に「第2次守谷市環境基本計画」を策定以降、「第3次守谷市総合計画（第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略）や「第二次守谷市緑の基本計画」により、環境施策の基本的枠組みを定めるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境の保全や、快適な生活環境の実現、環境保全に向けた活動の各分野の施策事業に取り組んできました。

その結果、ごみの減量化や再資源化への取組、守谷市内における二酸化炭素排出量削減などについては一定の成果があった一方で、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量は減少してきておりますが、2030年度までに温室効果ガス排出を50%削減（2013年比）させる目標の達成に向けて更なる取組が必要となっております。また、市の環境保全に取り組む市民活動団体においては、高齢化や担い手不足により構成人数が減少しているなど、各分野において、一定の進展はあるものの引き続き解決すべき課題も残されています。

国内の状況に目を向けると、地球温暖化が原因とされる気候変動に伴う豪雨災害や猛暑日の増加、環境破壊などによる生物多様性の損失、食品ロス問題など、私たちの生活に影響を与える様々な環境問題が発生しています。

また、デジタル技術の活用により社会変革を目指すDX（デジタルトランスフォーメーション）や、化石燃料社会からの脱却を目指すGX（グリーントランスフォーメーション）を推進する動きも活発化してきています。

世界においては、2015（平成27）年に合意されたパリ協定に基づき、気候変動の緩和に向けた温室効果ガスの削減が求められています。わが国においても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年ゼロカーボンニュートラル」が宣言されましたが、これに先んじて守谷市はゼロカーボンシティ宣言を表明し、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。

また、国際社会共通の目標として、同年の国連持続可能な開発サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）」の達成に向けた取組も進める必要があるなど、多様化、複雑化する環境問題の解決に向けた機運が高まっています。

このような国内外の動向や社会情勢の変化を踏まえ、広範な環境課題に的確に対応し、市民・事業者・行政が連携して、持続可能な都市の実現やSDGsの達成に向けて取り組むため、「第2次守谷市環境基本計画」の計画期間の終了に合わせ、「第3次守谷市環境基本計画」を策定します。

計画策定の目的

守谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、

- ・守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑に
つまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たす。
- ・現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承する。

ことを趣旨として定められた「守谷市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」第3条に示される4つの基本理念に沿って、基本条例第11条に基づいて策定するものです。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、市それぞれの環境に対する共通認識を形成し、各主体が、より望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。そして、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を、環境の面から望ましい方向へ誘導する役割を有するものでもあります。

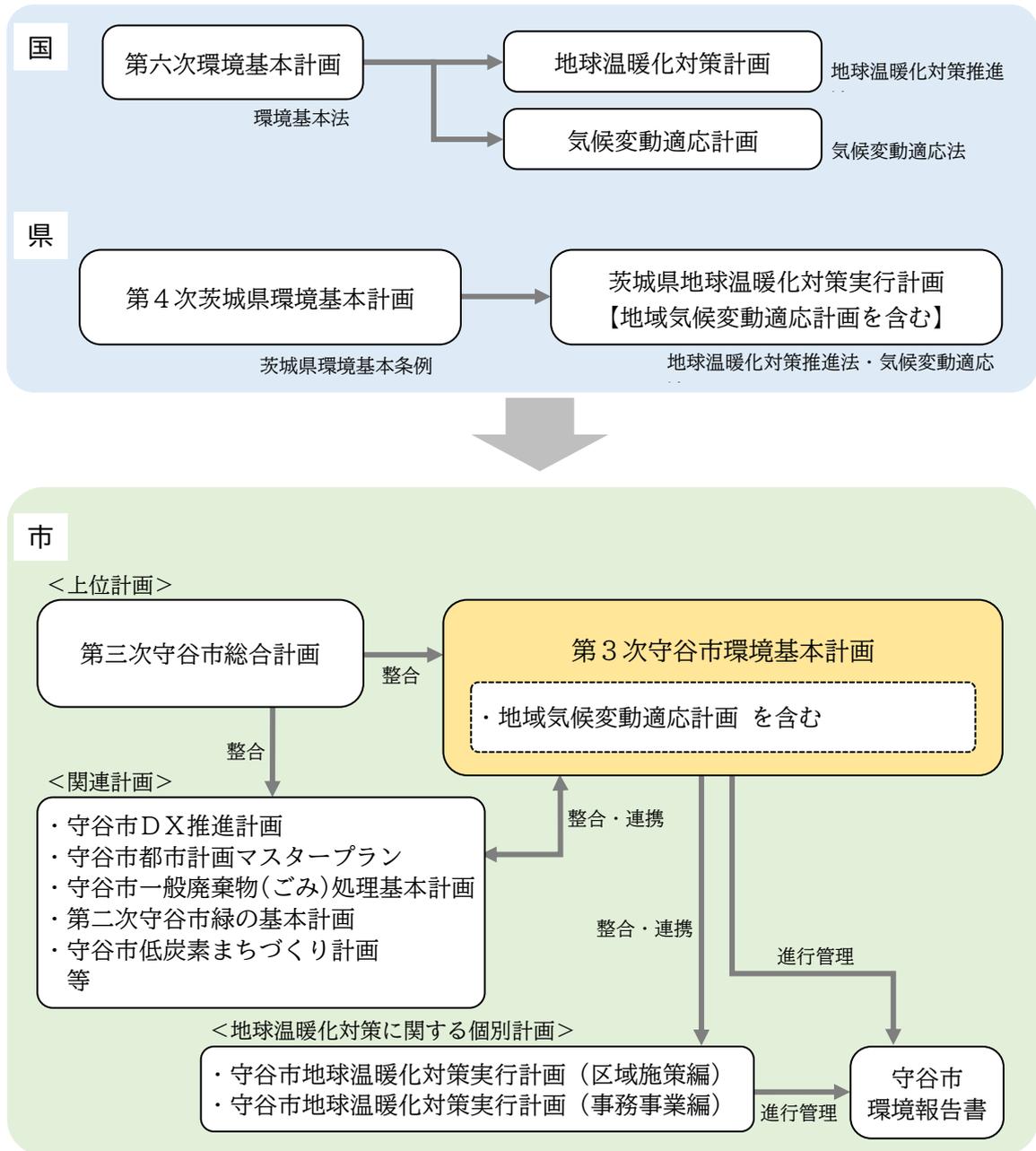
今回策定した第3次守谷市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、先の守谷市環境基本計画（計画期間：平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）まで。以下「前計画」という。）に引き続き、守谷市の環境保全を市民（通勤・通学・滞在者、市民団体を含む。以下同じ。）、事業者、市が一体となって、総合的、計画的に推進していくことを目的としています。

～基本条例 4つの基本理念（第3条）～

- ① 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。
- ③ 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ④ 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

計画の位置づけ

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第三次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市都市計画マスタープラン」や「守谷市緑の基本計画」、「守谷市DX推進計画」などとの整合を図ります。



計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10年間とします。なお、社会環境や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の5分野とします。

環境分野	対象範囲
自然環境・生物多様性	森林、里山、農地、緑地、斜面林、公園、街路樹、動植物 等
生活環境	大気、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、公園、緑地、環境美化、空き家、犬・猫の飼育 等
資源循環・廃棄物	ごみの減量・分別、食品ロス、5R 等
脱炭素社会・地球環境	地球温暖化、エネルギー、気候変動 等
環境活動・市民行動	環境教育・環境学習、環境情報、各行動主体の協働 等

計画の推進主体

本計画では、市民や事業者など市に関わる全ての方々を推進主体とします。さらに、市域を超えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣の地方公共団体などとも連携を深めることにより本計画を推進していきます。

第2章 本市を取り巻く環境の課題

第1節 市域の概況

(1) 位置と地勢

本市は東京都心から約40km圏内にあり、茨城県と千葉県との県境に位置しています。

鉄道の面では、東京都心と筑波研究学園都市を結ぶつくばエクスプレスにより秋葉原まで最短32分と都心に向かう交通の利便性は高く、関東鉄道常総線との乗換駅である守谷駅の1日平均乗車人員数は、つくばエクスプレスと関東鉄道常総線を合わせて約4万人に達しています。

道路交通の面では、市域を縦断する国道294号（都市計画道路取手守谷線）に谷和原インターチェンジで接続する常磐自動車道によって、東京都心や首都圏の各都市と連絡する高速自動車交通網につながっています。

また、関東鉄道常総線に並行する国道294号及び常総ふれあい道路（都市計画道路乙子北守谷線）が取手市で国道6号と結ばれており、これらが広域的な幹線道路のネットワークを形成しています。

加えて、つくばエクスプレスに沿って整備が進められている都市軸道路（都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線）により、埼玉、千葉及びつくば市方面との連携が更に強化されることが期待されています。

本市の地勢は、茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の先端部分に位置し、3方向を利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた島状の地形となっています。



(2) 気候

気候は、太平洋側気候で内陸気候の特徴を併せ持っています。夏季は、太平洋高気圧から吹き出す南よりの風の影響で高温多湿となり雨も降りやすく、冬季は、乾いた北西の季節風が吹き、晴天の日が多く、降雪は少ない状況となっています。内陸部では、気温変化が大きく乾燥しやすくなっています。

降水量は、冬は少なく、春から夏にかけては梅雨前線の影響などで徐々に多くなり、秋は秋雨前線や台風の影響などで更に突出して多くなっています。年降水量の平年値（龍ヶ崎）は 1352.8 mm となっています。

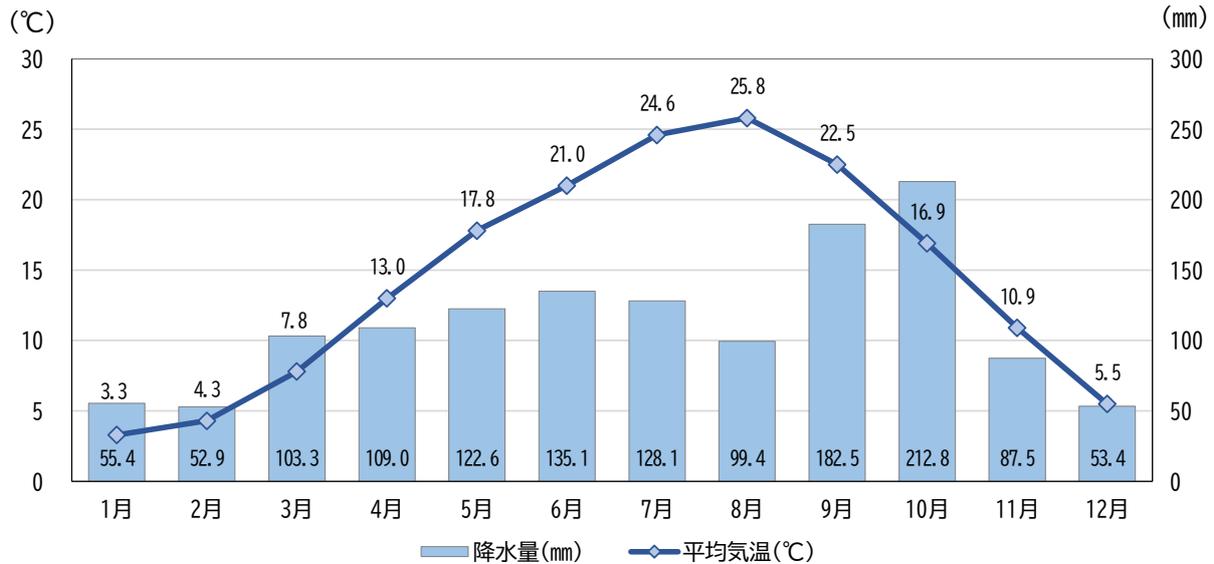


図 月別平均気温と降水量（令和5年平年値）

出典：気象庁（龍ヶ崎観測所）データをもとに作成

(3) 人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数は、令和7（2025）年1月1日時点で70,900人、30,621世帯となっており、つくばエクスプレス開通や松並木土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加基調が続いています。

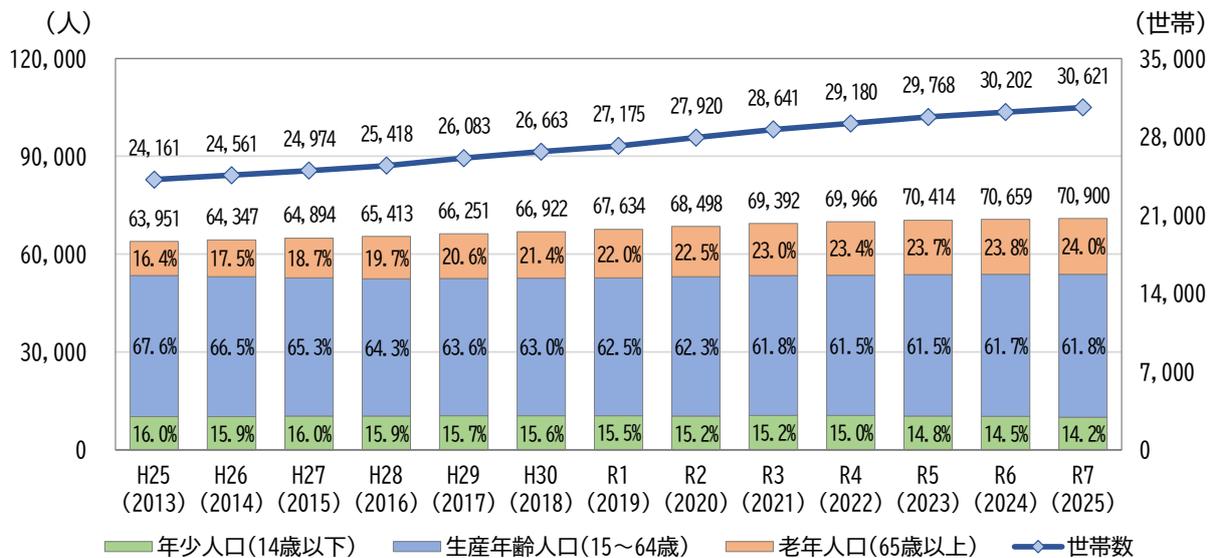


図 年齢三区分別人口と世帯数の推移

出典：住民基本台帳人口（市ホームページ）

(4) 土地利用

本市の土地利用は、2015（平成27）年度都市計画基礎調査によると、農地・山林等の自然的土地利用が約6割で住宅用地・道路用地等の都市的土地利用が約4割となっています。

鬼怒川右岸と小貝排水路両岸には田を中心とした大規模農用地、利根川左岸には畑を中心とした大規模農用地と耕作されていない農地（荒地）が広がっています。また、これらの大規模農用地の周囲に、農地や山林などに囲まれた農業他区域が形成されています。

台地面の外縁部や谷津には傾斜地山林が分布しており、住宅系の土地利用は、縁に囲まれた大規模住宅団地（北守谷、南守谷、みずき野、美園）及び、守谷駅周辺の既成市街地を中心に分布しています。

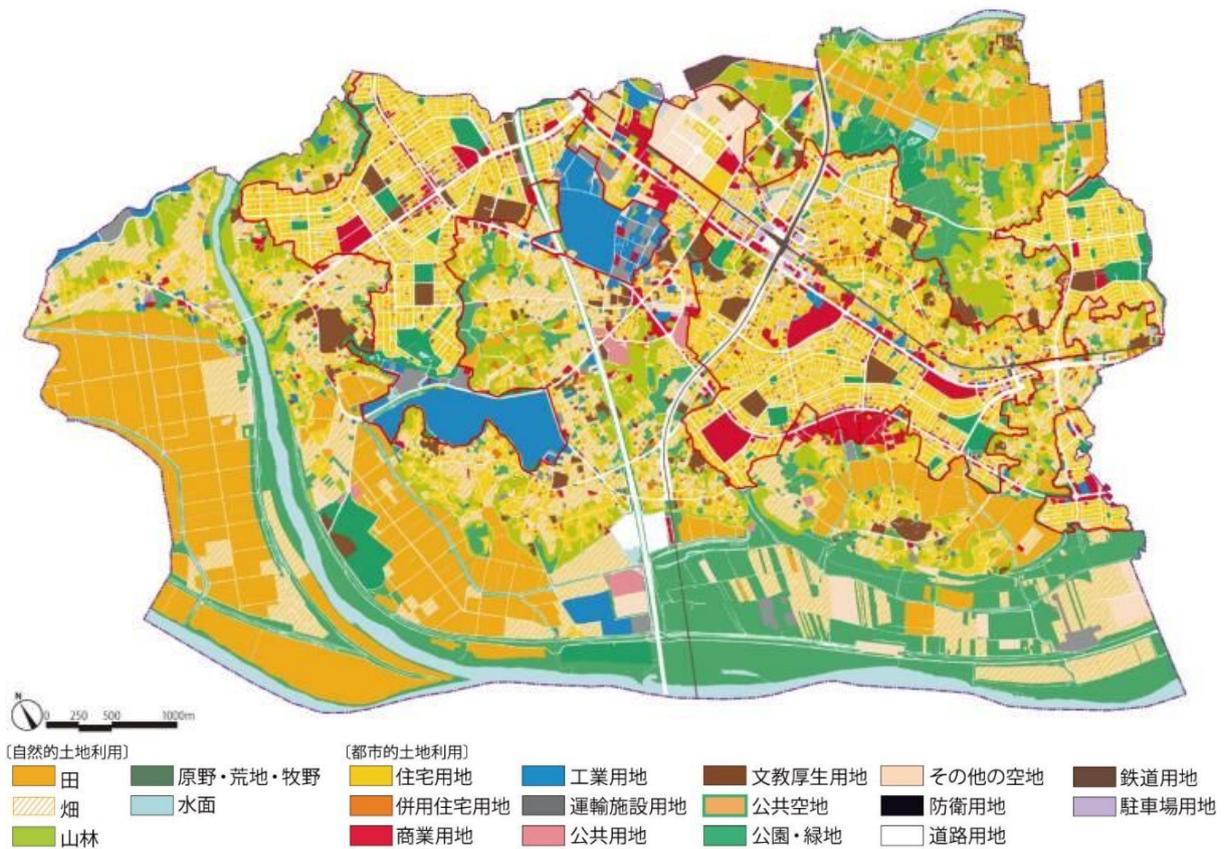


図 土地利用状況図（平成27年度）

出典：守谷市都市計画マスタープラン（令和2年3月）

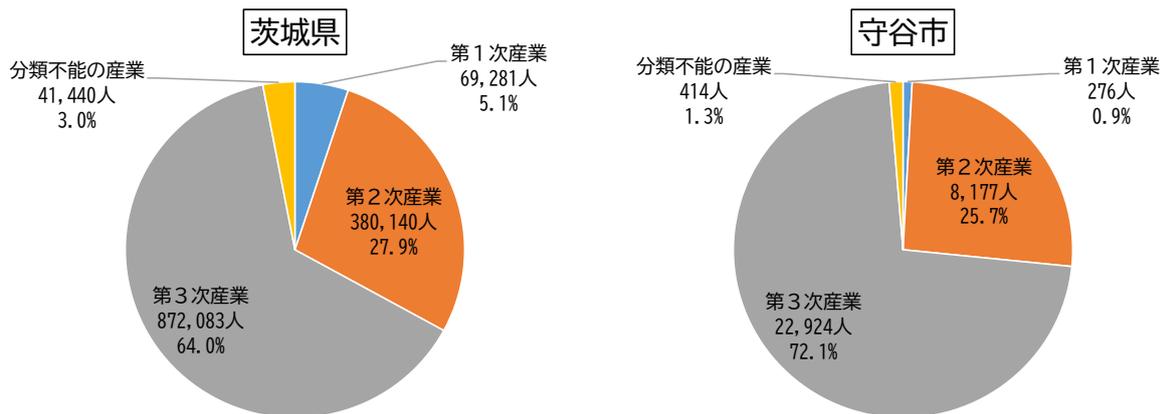
(5) 産業の状況

本市の産業別従業者数は、令和2年現在では第3次産業が22,924人と最も多く、7割以上を占めており、次いで第2次産業、第1次産業の順となっています。

茨城県の産業別従業者数の構成割合は、市と同様に第3次産業が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっていますが、第1次産業の割合が市よりも高くなっています。

産業分類	平成22年		平成27年		令和2年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総数	31,291	100.0	32,243	100.1	31,791	100.0
第1次産業	234	0.7	307	1.0	276	0.9
第2次産業	7,855	25.1	8,473	26.3	8,177	25.7
第3次産業	21,241	67.9	22,137	68.7	22,924	72.1
分類不能の産業	1,961	6.3	1,326	4.1	414	1.3

出典：統計もりや



出典：国勢調査（令和2年）

(6) 交通の状況

本市の公共交通ネットワークは、つくばエクスプレスや関東鉄道常総線の鉄道や路線バス、モコバス（もりやコミュニティバス）、デマンド乗合交通が整備されています。

本市の公共交通の人口カバー率は86%となっており、モコバスやデマンド乗合交通の利用者が増加傾向にあります。



図 公共交通等の運行状況

出典：守谷市地域公共交通計画（令和5年3月）

第2節 環境をめぐる社会動向

(1) 環境全般

①持続可能な開発目標（SDGs）の実現

平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境を巡る広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

こうした理念は守谷市にとっても大変重要な視点です。守谷市では、市が有する自然資源（グリーンインフラ）を背景とした都市の魅力向上とスマートシティの推進を組み合わせることにより、持続可能な住みよいまちの実現を目指しています。

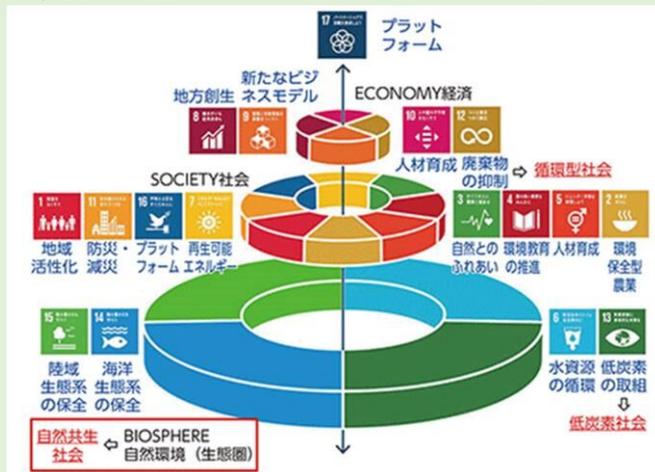
今後も次世代に豊かな地球環境を引き継ぐため、市民一人ひとりが環境に与える負荷の大きさを認識し、行動するとともに、行政や企業によるカーボン・オフセットの取引の推進など、地域社会全体でより一層の環境配慮を進めることが求められます。引き続き、守谷市の特性を生かしつつ、国や県とともにSDGsの達成に向けた取組を進めていきます。



コラム

SDGsのウェディングケーキモデル

「SDGsのウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

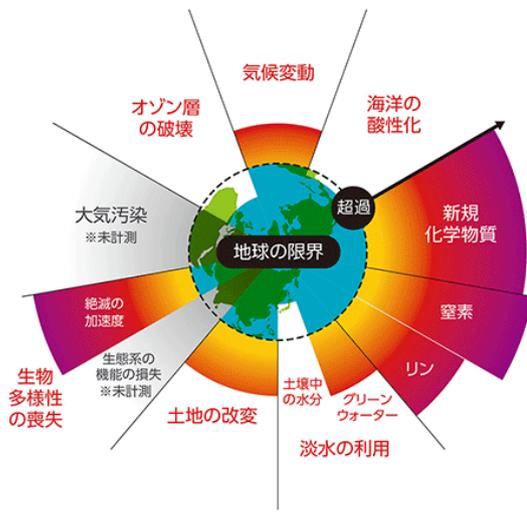


出典：環境省ホームページ

②地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

気候変動対策については、世界各地で様々な気象災害が発生している中で、いまだ問題解決に向けた行動は不十分であり、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体での更なる対策が必要です。生物多様性の損失においても、気候変動による影響に加えて、地球上の種の絶滅の速度の加速、需要の増加や技術の進歩による過剰利用や、里地里山の管理不足等による生態系のバランス崩壊により、生態系サービスの恩恵を受け続けることが今後困難になる可能性が高く、それを食い止めるために適切な対策を講じる必要があります。地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻となり、地球の生命維持システムは存続の危機に瀕しています。

こうした状況を俯瞰的に把握していくために、人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一例として、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という注目すべき研究があります。この研究によれば、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされています。



出典：環境省ホームページ

③第六次環境基本計画（環境省）

国の「第六次環境基本計画」が令和6（2024）年5月に閣議決定されました。

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。

本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。

現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」、「脱炭素（カーボンニュートラル）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の施策の統合、シナジー化等によって「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

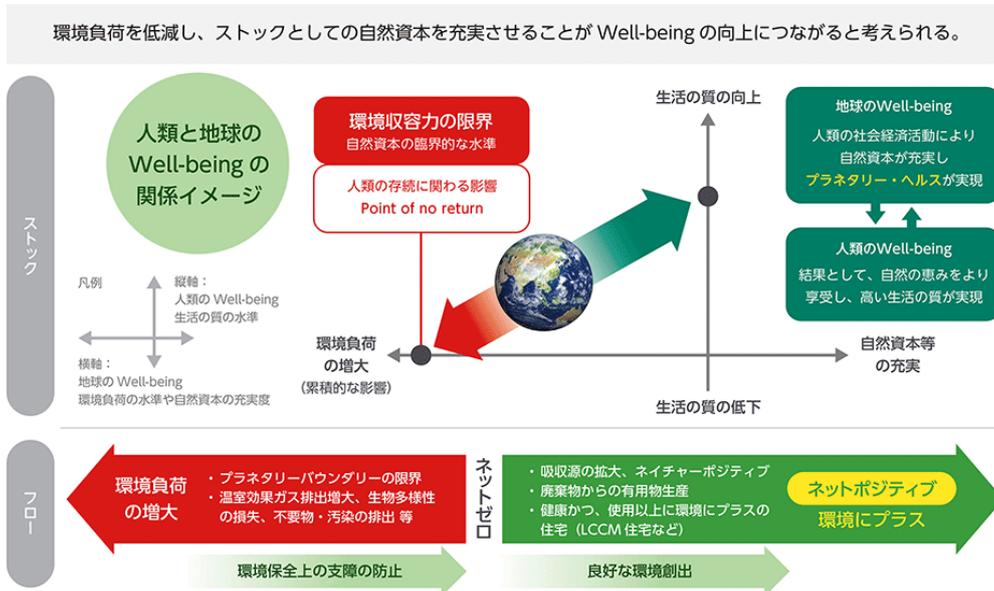


図 自然資本・環境負荷とウェルビーイング・生活の質との関係

出典：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（令和6年版）」（環境省）

④第4次茨城県環境基本計画

豊かな環境を保全・創造し、次の世代へ継承していくため長期的な目標、施策の大綱等を示しており、計画期間は令和5年度を初年度とした概ね10年間としています。

計画策定の基本的な考え方は、国内外における経済・社会情勢の変化及び環境を取り巻く状況等を踏まえるとともに、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの考え方も活用しながら持続可能な社会を目指しています。

環境の将来像を「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」と定め、「脱炭素社会の実現」、「自然と共生する社会の実現」、「循環型社会の実現」、「身近な地域環境の保全」、「霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生」の5つの基本目標を設定し、その達成に向けて8つの施策の柱により施策を展開しています。

計画の施策の柱
1 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進
2 地域環境保全対策の推進
3 湖沼環境保全対策の推進
4 循環型社会づくりの推進
5 生物多様性の保全と持続可能な利用
6 快適で住みよい環境保全と創出
7 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進
8 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

第3節 現行計画の取組や環境指標の達成状況

第2次守谷市環境基本計画の環境指標の達成状況を以下に示します。

達成状況は、令和5（2023）年度末時点で令和7（2025）年度までの目標を達成している場合は○としています。

目標を達成できていない環境指標については、平成26（2014）年度と比較した傾向を矢印で表記し、進展しているものは↗、後退しているものは↘としています。

基本目標1から3に関する11指標のうち、目標達成したのは7指標、平成26（2014）年度より進展したものは2指標、後退は2指標となっています。

基本目標1 豊かな自然の恵みを守りながら活用します

基本目標1に関する4指標のうち、目標を達成したのは2指標、平成26（2014）年度より進展したものは2指標となっています。

環境指標	H26年度末	R5年度末	R7年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
緑被率 (公園・樹林地・農地・ 草地・水面)	62.0%	60.9%	58.0%	○	緑被率は減少傾向となっ ていますが、令和5年度末 時点で目標を上回ってい ます。
自然環境に満足して いる市民の割合	79.3%	85.2%※ ¹	82.0%	○	自然環境に満足している 市民の割合は令和3年度 時点で目標を上回ってい る。
耕作放棄地面積	44.6ha	37.7ha	29.6ha	↗	耕作放棄地面積は減少傾 向にあり、進展はあるも の、令和5年度末時点では 目標達成に至っていない。
守谷市の二酸化炭素 排出量※ ²	70.2万t-CO ₂ (H25年結果)	65.2万t-CO ₂ (R3年結果)	58.0万t-CO ₂	↗	二酸化炭素排出量は減少 傾向にあり、進展はあるも の、令和5年度末時点で は目標達成に至っていな い。

※¹ 令和5年度は市民アンケート未実施につき、令和3年度のデータとなっています。

※² 「守谷市の二酸化炭素排出量」については、環境省データによるものとなっています。

(http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikai.html)

基本目標2 良好な生活環境を維持し、さらに向上させます

基本目標2に関する5指標のうち、目標を達成したのは4指標、平成26（2014）年度より後退したものは1指標となっています。

環境指標	H26年度末	R5年度末	R7年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
公害苦情受付件数	270件 (H27年度)	178件	240件	○	公害苦情件数は、令和5年度末時点で目標値を達成している。
良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	78.8%	81.2%※ ¹	81.0%	○	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合は、令和5年度末時点で目標値を達成している。
空き家率	9.8% (H25年調査)	6.4% (R5年調査)	12.8%	○	空き家率は令和5年度調査において、目標値を達成している。
1人1日当たり ごみ排出量	836.5g/人・日	732.4g/人・日	772.0g/人・日	○	1人1日当たりごみ排出量は、令和5年度末時点で目標値を達成している。
ごみの分別収集に 取り組んでいる市民 の割合	82.1%	79.6%※ ¹	90.0%	↷	ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合は、平成26年度時点よりも低くなっており、令和5年度末時点では目標達成に至っていない。

※1 令和4・5年度は市民アンケート未実施につき、令和3年度のデータとなっています。

基本目標3 豊かな良好な環境を未来へ引き継ぐ取組を進めます

基本目標3に関する2指標のうち、目標を達成したのは1指標、平成26（2014）年度より後退したものは1指標となっています。

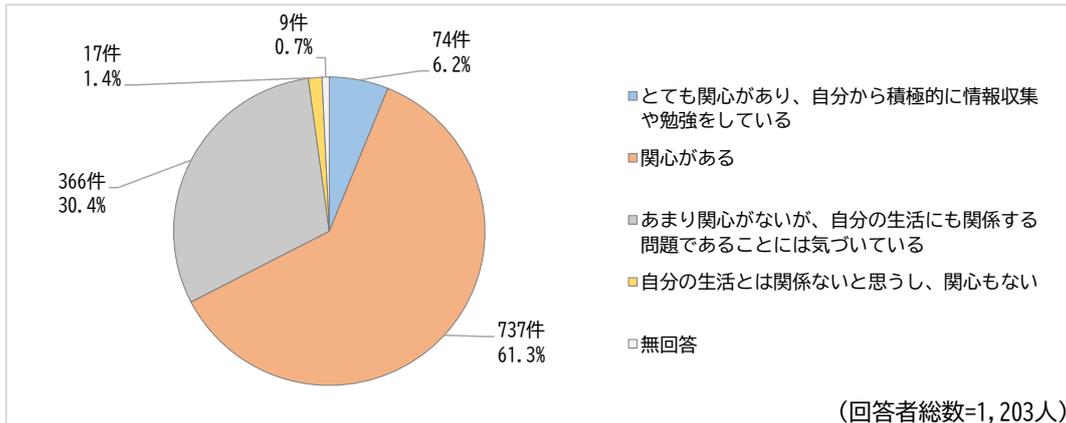
環境指標	H26年度末	R5年度末	R7年度 までの目標	達成 状況	目標への進捗状況
公立小中学校での環境教育としての取組事例数	29事例	142事例	44事例	○	公立小中学校での環境教育としての取組事例数は、令和5年度末時点で目標値を達成している。
環境に関する市民活動団体構成人数	412人	327人	420人	↷	環境に関する市民活動団体構成人数は、平成26年度時点よりも低くなっており、令和5年度末時点では目標達成に至っていない。

第4節 市民の環境に対する意識や取組

本計画を策定するにあたって、市民の環境に関する意識について令和6年度にアンケート調査を行いました。主な結果を以下に示します。

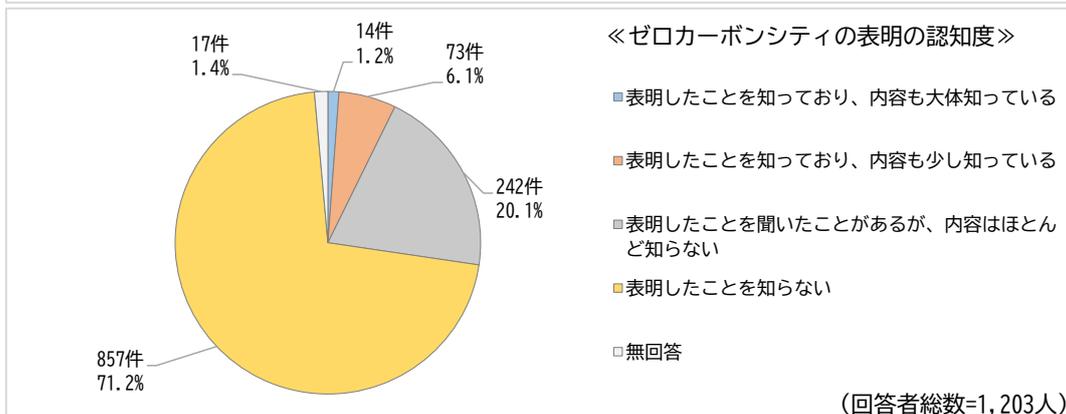
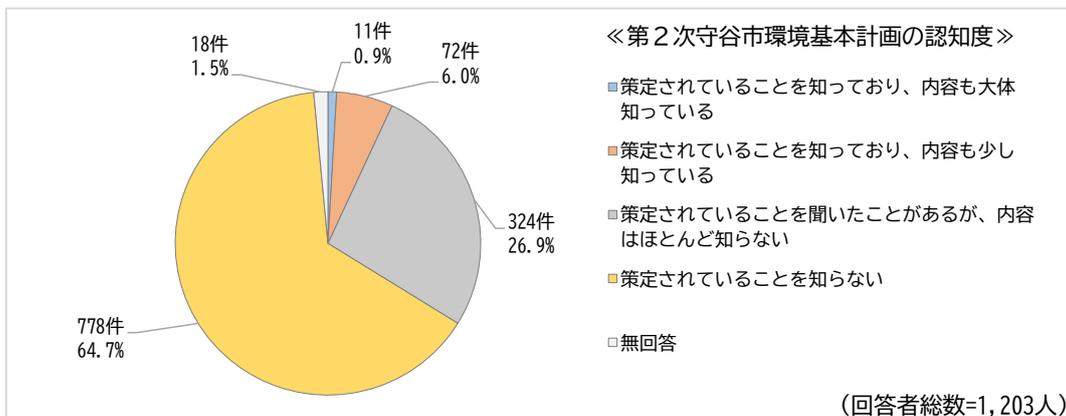
(1) 環境に関する関心

環境への関心度をみると、「関心がある」が61.3%と最も高く、次いで「あまり関心がないが、自分の生活にも関係する問題であることには気づいている」が30.4%、「とても関心があり、自分から積極的に情報収集や勉強をしている」が6.2%となっています。



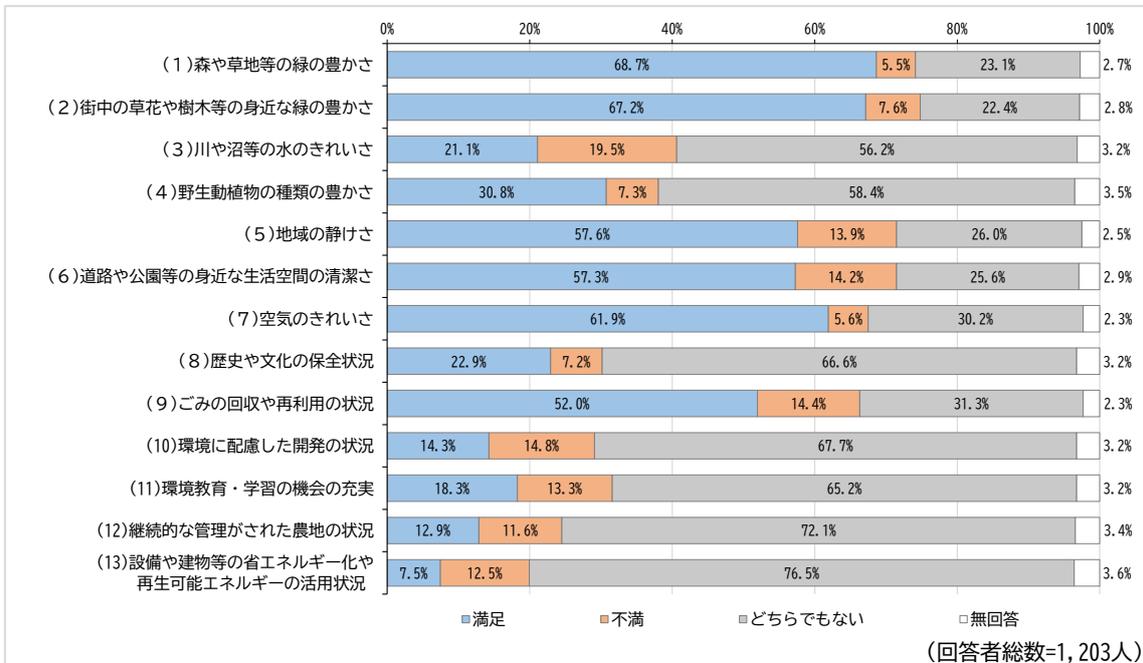
(2) 環境に関する関心

第2次守谷市環境基本計画及びゼロカーボンシティの表明の認知度をみると、いずれも「策定された／表明したことを知らない」となっており、認知度が低くなっています。



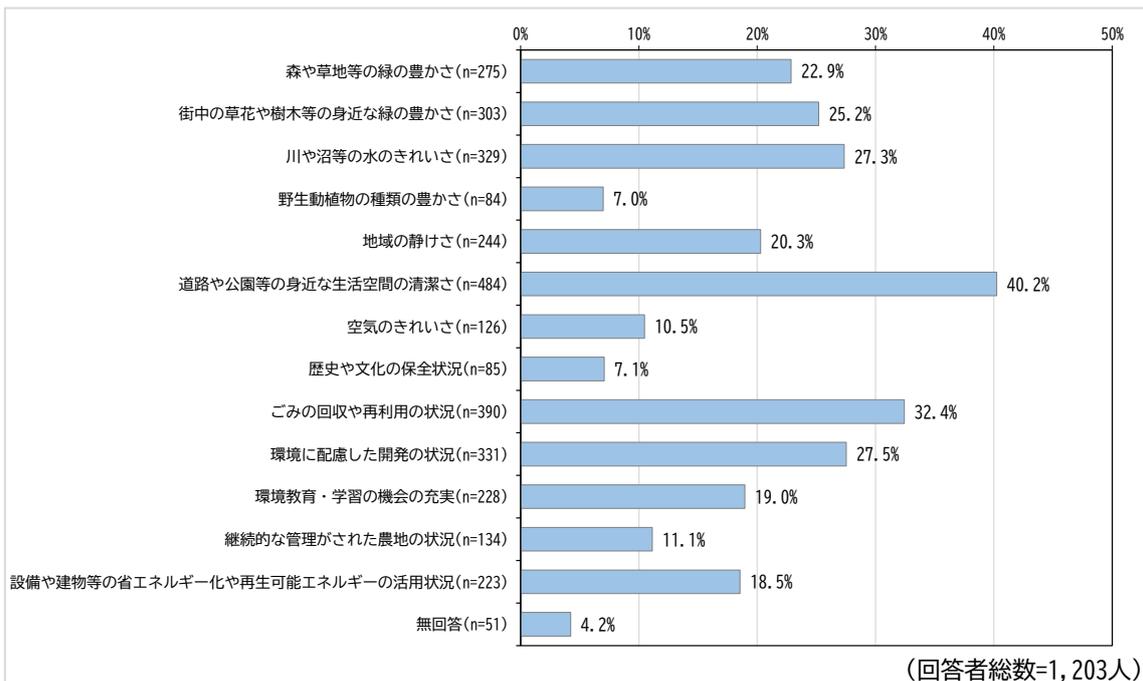
(3) 守谷市の環境における満足度

本市の環境における満足度をみると、「(1)森や草地等の緑の豊かさ」、「(2)街中の草花や樹木等の身近な緑の豊かさ」、「(7)空気のきれいさ」が6割を超えて満足が高くなっています。不満では「(3)川や沼等の水のきれいさ」が約2割ですが、全体的に低い傾向となっています。多くの項目で「どちらでもない」の割合が高くなっています。



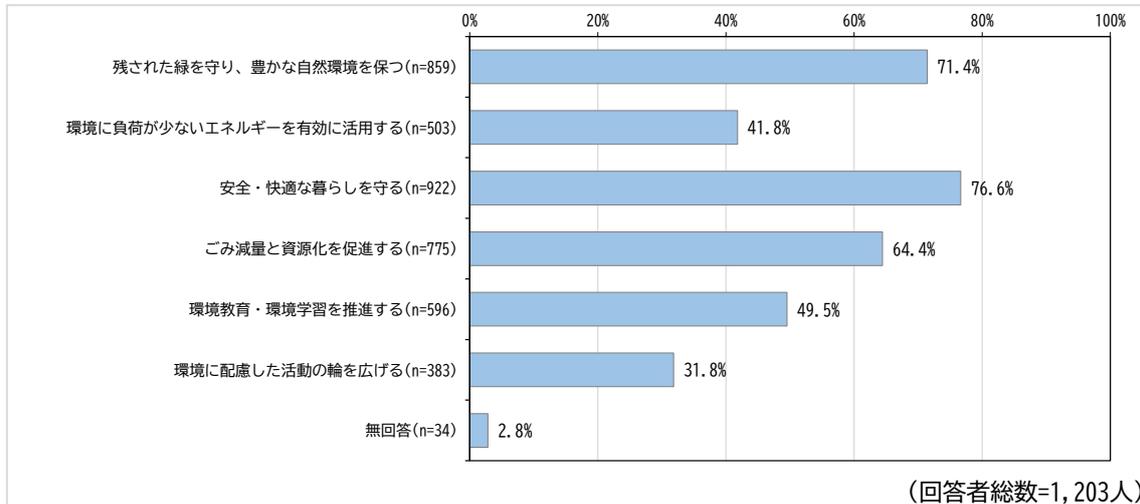
(4) 環境の保全や改善に向けた取組

環境の保全や改善に向けた取組をみると、「道路や公園等の身近な生活空間の清潔さ」が40.2%と最も高く、次いで「ごみの改修や再利用の状況」が32.4%、「環境に配慮した開発の状況」が27.5%、「川や沼等の水のきれいさ」が27.3%となっています。



(5) 今後優先すべき環境施策

今後優先すべき環境施策をみると、「安全・快適な暮らしを守る」が76.6%と最も高く、次いで「残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ」が71.4%、「ごみ減量と資源化を促進する」が64.4%、「環境教育・環境学習を推進する」が49.5%となっています。



(6) 市民の意識を踏まえた主な課題

- 環境への関心は比較的高くなっていますが、環境基本計画やゼロカーボンシティの表明等の行政の取組における認知度が低い状況となっています。
- 身近な緑に関連する自然環境や道路や公園等の保全に関する生活環境、ごみ等の廃棄物における関心は比較的高くなっていますが、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用等の地球環境や環境教育・学習等に関する関心は低い傾向となっています。
- 「道路や公園等の身近な生活空間の清潔さ」については満足度が6割近くなくなっていますが、環境の保全や改善に向けた取組としても高い状況となっているため、市民の重要度が高いと考えられる項目となっています。
- 「(5) 今後優先すべき環境施策」の回答項目と第3次守谷市環境基本計画の5分野を対応させ、下表のように当てはめて考えると、市民は生活環境分野、自然環境・生物多様性分野、資源循環・廃棄物分野を今後優先すべき分野としていいると考えられます。

(5) 今後優先すべき環境施策 《市民アンケート》	第3次環境基本計画の分野
残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ (71.4%)	自然環境・生物多様性
環境に負荷が少ないエネルギーを有効に活用する (41.0%)	脱炭素社会・地球環境分野
安全・快適な暮らしを守る (76.6%)	生活環境分野
ごみ減量と資源化を促進する (64.4%)	資源循環・廃棄物
環境教育・環境学習を推進する (49.5%)	環境活動・市民行動
環境に配慮した活動の輪を広げる (31.0%)	

第5節 本市の環境課題

(1) 生物多様性・自然環境

- 持続的に里山環境を保全していくためには、多様な主体（市民・事業者・行政）が関わり合いながら取組を推進していく必要があります。しかし、市民活動団体数の減少や高齢化に伴い、これまでの活動方法だけでは継続が困難となることが考えられるため、新たな人材の発掘や育成の方法を検討する必要があります。
- 農地保全の観点からみると、平成 26（2014）年度以降から耕作放棄地は減少傾向にありますが、今後農業者の高齢化が進み、増加に転じる可能性も考えられます。そのため、若手農業者の育成や耕作放棄地の活用等を検討する必要があります。
- 斜面林や田園風景と調和する緑豊かな環境を保全していくための取組を推進する必要があります。
- 街並みを形成する街路樹や市民の身近な緑となっている公園・緑地等を保全、活用し、親和性のある自然環境の形成に向けた検討を進める必要があります。
- 守谷野鳥のみちや稲戸井調節池、守谷市役所周辺、その他農地などを中心に、多様性のある緑をつなぐ環境形成を検討する必要があります。
- 希少生物保護や保全、外来生物の侵入防止や抑制のため、環境省や茨城県のレッドリスト等を活用した取組を検討する必要があります。

(2) 生活環境

- 良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合は増加傾向となっており、令和 7 年度までの目標は達成していますが、幹線道路沿いや公園においてごみ等が散乱している状況もみられるため、生活マナー向上や環境美化活動への取組を推進する必要があります。
- 地域における人口減少や既存住宅の老朽化等の要因により空き家の増加が懸念されています。そのため「第 2 次守谷市空家等対策計画」等と連携し、空き家の状況把握や有効活用に向け、増加抑制に向けた検討を進める必要があります。
- 公害苦情受付件数は、平成 26（2014）年度以降から減少傾向となっています。環境調査についても概ね環境基準を満たしていますが、継続的に調査を行い、生活環境を保全するための取組を推進する必要があります。

(3) 資源循環・廃棄物

- 家庭から排出されたごみ・資源物排出量は減少傾向となっておりますが、ごみ総排出量は増加傾向となっているため、市民だけでなく事業者に対してごみ減量化への取組を推進してもらうための普及・啓発を行う必要があります。
- ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合は減少傾向となっており、令和7年度までの目標を達成するためには更なる適切なごみ分別に関する普及・啓発等を行い、取組を推進していく必要があります。
- 食べ残しや直接廃棄、過剰除去により家庭による食品ロスが発生しているため、食品ロスの現状や減らすための取組を関係機関等と連携して情報発信し、食品ロス減少に向けた取組を推進する必要があります。
- 持続可能な循環型社会を形成するために、5R（Refuse：断る、Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Repair：修理、Recycle：再生利用）の実践を市民や事業者、行政が一体となって取り組む必要があります。

(4) 脱炭素社会・地球環境

- 本市の二酸化炭素排出量は減少傾向となっておりますが、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティの達成に向け、温室効果ガスの排出低減に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 省エネ対策や再生可能エネルギーの導入を推進するため、本市の現状やポテンシャルを把握し、特性に応じた設備の導入等を検討し、脱炭素社会実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 気候変動による熱中症等の健康影響や激甚化する自然災害に対応するため、クーリングシェルターの協力施設増加に向けた取組や総合的な浸水対策、ハザードマップ等を活用した普及・啓発等の効果的な災害防止策を検討する必要があります。

(5) 環境活動・市民行動

- 公立小中学校における環境教育が充実してきており、各教科の特性に合わせた環境教育が進められている一方で、生徒の自主的な学習をさらに推進するための取組を検討する必要があります。
- 環境に関する市民活動団体の構成員が高齢化し、活動人数の減少や活動の縮小化が懸念されているため、民間団体や企業等の関係機関と連携し、市民活動団体の活動支援を推進する必要があります。
- 環境保全に取り組む市民活動団体の取組に関する広報活動の推進を行うなど、市民と市民活動団体をつなぐ仕組みづくりを検討する必要があります。
- 様々な環境課題に広域的に取り組むために、本市だけでなく周辺自治体と連携した取組を検討する必要があります。また、環境への取組を積極的に実施している自治体の事例調査を行い、本市に合った効果的な取組の導入に向けた検討をする必要があります。

第3章 本市の望ましい環境像

守谷市は、茨城県の南端に位置し、水と緑に恵まれたまちです。一方、東京都心から40キロメートル圏内という立地条件に加えて、平成17年にはつくばエクスプレス（TX）が開通したことにより都市化が進み、宅地開発とともに公園や街路、上下水道など都市基盤が整備され、特に下水道の普及率はほぼ100パーセントに達し、環境にやさしいまちづくりが行われています。

利根川、鬼怒川、小貝川の3つの河川とその周辺に広がる水田地帯や斜面林、社寺林などにより豊かで守谷らしい自然環境が形成されており、そこには湧水も多く、メダカやホタルなどを観察することができ、市民に親しみやすい身近な自然環境となっています。

しかしながら、豊かな自然にあふれた利根川河川敷などには、心ない人たちによって捨てられた粗大ごみが多く見られたり、農業就業者の高齢化や後継者不足に伴い増加した耕作放棄地が廃棄物の不法投棄場所となるような地域の問題が発生したりしています。

環境問題に対する取組結果は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れてきます。私たちの健やかで快適な暮らしや文化は、先人からこの地に残された自然がもたらす多くの恵みとこれまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため、市民・事業者・行政などあらゆる主体がそれぞれの立場で協働し、地域や学校、職場などあらゆる場面において、環境への負荷の低減に努めなければなりません。行政においては、第三次守谷市総合計画のくらしの基盤という柱において、「環境にやさしい生活の創出」が環境分野における実現のための取組として定められているため、環境保全に関する取組を一層推進する必要があります。

これらを踏まえ、私たちは、豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向け、以下の＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を掲げ、取組を進めていきます。

＜ 守谷市が目指す望ましい環境像 ＞

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

この地に残された自然がもたらす多くの恵みと、これまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいきます。

第4章 実現に向けた基本目標と方針

第1節 施策の展開方向

<守谷市が目指す望ましい環境像>を実現するために、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の分野について、守谷市の現状や課題から、5つの基本目標と9つの方針を設定し、環境施策を推進します。

第2節 計画の体系

【守谷市が目指す望ましい環境像】
豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます

- 方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ
- 方針2 生物多様性の保全に取り組む

関連計画：第二次守谷市緑の基本計画

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

- 方針3 安心・快適な暮らしを守る
- 方針4 地域環境の保全に取り組む

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します

- 方針5 循環型社会づくりを推進する

関連計画：守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します

- 方針6 地球温暖化対策を推進する
- 方針7 気候変動への適応に取り組む
※「地域気候変動適応計画」の内容を含む

個別計画：地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

- 方針8 環境教育・環境学習を推進する
- 方針9 環境意識の連携・活性化を進める

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

取組1	緑地や斜面林の保全と活用の推進	取組3	里山の保全と活用
取組2	公園や街路樹の整備及び適正管理	取組4	農地の保全と活用

方針2 生物多様性の保全に取り組む

取組1	エコロジカル・ネットワークの形成	取組3	希少生物の保護と保全
取組2	緑地の保全と活用	取組4	外来生物の侵入防止と根絶・抑制

方針3 安心・快適な暮らしを守る

取組1	生活マナーの向上と環境美化活動の推進	取組3	犬・猫の飼育方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援
取組2	空き家問題対策の推進		

方針4 地域環境の保全に取り組む

取組1	騒音・振動 悪臭対策の推進	取組3	化学物質の総合的なリスク対策
取組2	水質の監視観測	取組4	放射能に対するモニタリング調査の実施

方針5 循環型社会づくりを推進する

取組1	ごみ減量化の促進	取組4	資源物回収、ごみ資源化の普及啓発
取組2	ごみ分別の取組促進	取組5	ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進
取組3	食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進		

方針6 地球温暖化対策を推進する

取組1	再生可能エネルギーの導入推進	取組3	市(行政)の省エネルギー化に向けた率先行動の実施
取組2	省エネルギーの導入推進		

方針7 気候変動への適応に取り組む

取組1	土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施	取組3	自然環境や農業への影響に関する対策
取組2	健康被害への対策推進		

方針8 環境教育・環境学習を推進する

取組1	環境教育及び環境学習の推進	取組3	市内の良好な自然に関する情報の発信
取組2	自然観察・体験の場の機会提供		

方針9 環境意識の連携・活性化を進める

取組1	市ホームページや広報もりやなどを活用した情報発信	取組3	事業者による環境配慮活動の促進
取組2	活動団体や環境ボランティア等への活動支援	取組4	近隣自治体等との連携

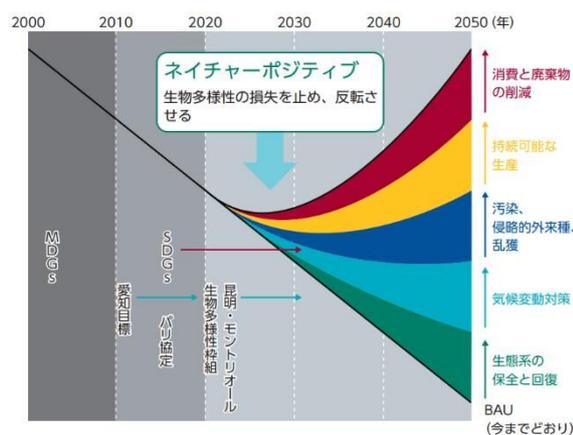
基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます (自然環境・生物多様性分野)

近年の社会情勢等

■ 生物多様性の損失

人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速すると指摘されました。「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1年前から比較して約2,000種増加し、44,016種に及ぶという結果が示されています。

生物多様性国家戦略2023-2030では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調しており、さらに、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進していくことを掲げています。



出典：令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

図 ネイチャーポジティブの概念図

コラム 30 by 30 目標

国では、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」を掲げ、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や生物多様性保全に貢献する場所(OECM)の設定・管理に取り組んでいます。

2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全することで、保護地域(国立公園等)の更なる拡充・管理、保護地域以外の場所(社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等)でOECMの認定により、下図のような効果が期待されます。

優れた自然環境を有する保護地域を核として、OECM等を有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森里川海のとつながりを確保することが重要です。



現状

- 都市化の進展や住宅地開発などにより、身近な緑地や野生動植物の生息・生育環境となる自然環境が減少しています。
- 斜面林の放置などにより、市の花の山百合などの野草が見られなくなっています。
- 市内で特定外来生物であるオオキンケイギクやアライグマ、セアカゴケグモ等が確認されており、生態系のみならず人間や農林水産業への影響が懸念されています。
- 農地や山林などの利用縮小等により、里山を構成する野生生物の生息・生育地が減少しています。
- 地域コミュニティの減少や高齢化により、地域の活力低下や耕作放棄地の増加が懸念されています。

課題

- 身近な緑地や野生動植物の生息・生育環境となる自然環境を守るため、今ある自然環境を、引き続き管理・保全していくことが必要です。
- 農業の担い手の育成や、農地の集約化を行い、耕作放棄地の解消を図っていくことが必要です。
- これまで行われてきたグリーンインフラの取組をさらに発展させ計画的なまちづくりへ活用するとともに、さまざまな手法の中から実現可能なものを抽出し、市の魅力向上につなげていくための検討が必要です。
- 里山環境が悪化し、生物の生息・生育環境としての森林等の機能が低下する恐れがあるため、その対策を検討することが必要です。

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●緑被率（公園・樹林地・農地・草地・水面）	確認中	確認中
2	●自然環境に満足している市民の割合※ ¹	83.5%	確認中
3	●耕作放棄地面積	38.4 ha	29.6 ha
4	★農地の集積率	53.7%	60.0%
5	★公園等里親事業における参加団体数	71 団体	継続実施

※1 まちづくり市民アンケート（令和6年度実施分）より「問23 自然環境に満足している」と回答した割合

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

方針1における取組の方向性

貴重な自然環境である利根川、鬼怒川、小貝川や各所に点在する斜面林などの緑地の管理・保全を行うとともに、都市の自然環境の保全等によるグリーンインフラの推進や、生物多様性に配慮した緑地の確保に向けたグリーントラスト制度の検討を、市民、市民活動団体、事業者等の協働により総合的・計画的に進めます。

また、耕作放棄地の増加防止や、有効活用を行うために、新たな農業担い手の育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化促進などを検討していきます。

市（行政）の取組

取組1 緑地や斜面林の保全と活用の推進

- 持続的な緑として斜面林、平地林、屋敷林、社寺林の保全を推進し、水源のかん養に効果を発揮する斜面林などの保全にも努めます。
- 斜面林を中心とした保存樹木や保存緑地等の保全整備制度を推進します。
- 守谷の原風景である「守谷城址公園から守谷野鳥のみち一帯」など、有機的な動植物連鎖のあるビオトープの維持・保全を推進します。
- 市が所有する緑地等について、市民の交流や学習活動を育む都市環境として活用することを検討します。

取組2 公園や街路樹等の整備及び適正管理

- 身近な緑である公園、まち並みを演出する街路樹や緑地などの緑の保全・活用及び整備を図ります。
- 住宅地の緑化の推進を図るため、生垣を設置する費用を補助し、環境にやさしいまちづくりを推進します。
- 公園等里親事業をはじめとした市民との協働による公園づくりや、市民主体の緑化活動を継続して支援し、都市の自然環境保全に向けた取組を推進します。

取組3 里山の保全と活用

- 多様な主体が参加・協働する取組が自発的に進められるよう、協働と持続性確保のための枠組み・体制の整備を検討します。
- 里山保全のための地域の自発的取組を促す機材の助成や人材の発掘、誘致及び育成等の支援体制の強化を図ります。

取組4 農地の保全と活用

- 自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする意欲ある認定農業者や今後認定を受けようとする農業者に対して就農相談等の支援を行い、若手農業者の確保や農業の担い手育成に取り組みます。
- 瓜代農園や、土に親しむ農園（市民農園）の利用を促進し、農業体験の機会づくりを推進します。
- 「守谷生まれの食品推進事業」と連携した地元農産物のPRにより、地産地消を推進していくとともに、農業を切り口とした地域資源を生かす取組を支援します。
- 耕作放棄地解消のために、新たな農業の担い手の育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化の促進、農業経営企業誘致の検討など、農地の有効活用を進めます。
- 生態系に脅威を与えたり、農産物や生活環境に被害を及ぼす可能性のある、有害鳥獣についての対策を検討します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- ◆土地所有者は緑の保全整備事業に協力するなど、農地、山林などの保全に努める。
- ◆地域の公園などの維持管理活動に積極的に参加し、みどりに親しむ時間を増やす。
- ◆家庭でのプランター菜園やグリーンカーテンなどの、身近なみどりを創出する。
- ◆地元産の新鮮な農産物を優先的に購入し、地域の農業を応援する。



- ◆市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- ◆事業所の敷地内緑化などに取り組む。
- ◆開発等を行う際には、自然環境の保全・創造に十分配慮する。
- ◆地元の農産物を提供するなど、地産地消を取り入れ、地元の農業を応援する。

方針2 生物多様性の保全に取り組む

方針2における取組の方向性

私たちは、生物の多様性の恩恵を受けて生活していますが、人間活動の発展と拡大が地球規模での生物多様性の減少を招いています。生物多様性を確保していくためには、都市における緑地の量の確保に加え、動植物の生息・生育環境を改善するなど、緑地の質の向上を図り、里山の環境を維持していく必要があるため、その対策を推進していきます。

外来生物への対策においても、緊急に対処が必要な生物の侵入防止や根絶等に向けた取組を計画的に、関係機関と連携して進めていきます。

また、守谷市のもつ地域資源を持続的に活用し、さらに地域の協力で自然を守り育て、様々な市民団体などと連携しながら、本市の生物多様性の保全を推進していきます。

市（行政）の取組

取組1 エコロジカル・ネットワークの形成

- 優れた自然条件を有する守谷野鳥のみちや稲戸井調整池、守谷市役所周辺、その他農地などを、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置づけつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を河川や緑道などの生態的回廊（コリドー）で相互連結させ、多様性のある緑をつなぐエコロジカル・ネットワークを形成します。

取組2 緑地の保全と活用

- 生物多様性を持続的に確保するため、多様な生物の生息地となる緑の保全を推進し、質の向上を図り、多様な生物が生息・生育可能な緑の確保を図ります。
- エコロジカル・ネットワーク形成に向け、生態的回廊（コリドー）として活用可能な緑地の保全及び活用を図ります。

取組3 希少生物の保護と保全

- 希少生物の保全は生物多様性地域戦略において重要な課題であるため、絶滅の恐れがある野生生物の生育状況について、環境省版レッドリストに対応した『茨城県版レッドリスト』を活用し、市民や事業者などへ周知を図るとともに、絶滅の恐れのある野生生物の保全の重要性を啓発します。
- 希少生物の保全のための研究や活動について支援します。

取組4 外来生物の侵入防止と根絶・抑制

- 外来生物の侵入は、生態系や在来生物のみならず人間や農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすため、外来生物に関する意識啓発を図り、外来生物の侵入防止と根絶・抑制を行います。
- 外来種による被害を防止するための被害予防の三原則を引き続き啓発し、在来生物を守り、生物多様性を維持します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆自然観察会に参加するなど、地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、外来種の取り扱いに十分注意する。
- ◆外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。



- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加する。
- ◆生物多様性を保全する市民活動や行政取組を支援する。
- ◆土地開発の際は、生物多様性の保全・創造に十分配慮する。
- ◆外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

(生活環境分野)

近年の社会情勢等

■ P F A S等の化学物質対策

有機フッ素化合物であるP F A S（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）は、人体へのコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されています。そのうち、P F O S及びP F O Aについては、2024年6月に内閣府食品安全委員会がまとめた「有機フッ素化合物（P F A S）に関する食品健康影響評価書」や水道におけるP F O S及びP F O Aに関する全国調査結果等が公表されています。

また、P F A Sと健康影響の関連性を明らかにするために「P F A Sに関する総合研究」が実施されるなど最新の科学的知見に基づき、専門家による検討が進められています。

■ 動物の愛護及び適正な管理

国では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、ペットショップ等の事業者に対する規制を行うとともに、動物の飼養に関する幅広い普及啓発を展開することで、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。

また、広く国民に動物の愛護と適正な飼養について啓発するため、関係行政機関や団体との協力の下、「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」をテーマに、動物愛護週間中央行事としてシンポジウムや、関係者による屋外ブース出展といった「どうぶつ愛護フェスティバル」を開催したほか、多くの関係行政機関等においても様々な行事が実施されました。

他には、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）の内容について、普及啓発を行い、飼い主への正しいペットフードの扱い方に関する知識の普及やペットフードの安全性の確保を図りました。

現状

- 幹線道路沿いや公園などで、ごみや空き缶、たばこの吸殻が散乱している状況が見られます。
- 環境美化の重要性など環境に対する意識を啓発するために、市民との協働による清掃・美化活動を定期的に行っています。
- 昭和56年（1981年）以降に建築数が著しく増加したため、今後老朽建築物が急増し、空き家が増加することが予想されています。
- 市内の大気、騒音、振動は、概ね環境基準を満たしていますが、河川等水質、地下水質は、年度や測定地点により環境基準を上回る測定結果が出ています。
- 東日本大震災発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が守谷市に降下しましたが、市内の幼児施設、学校、公園等における放射線量の測定値は国の示す基準である毎時0.23マイクロシーベルトを大幅に下回る値で安定してきました。

課題

- 幹線道路沿いや公園利用に関するマナー向上を推進する取組を重点的に実施する必要があります。
- 環境美化活動については、多くの市民が参加することを促し、活動における情報発信をより積極的に行う必要があります。
- 中古住宅の活用や、特定空家への対応強化など、空き家の活用と適切な管理を進めるために、空き家の実態把握調査や、空き家利活用の方針明確化に努める必要があります。
- 市内の大気、騒音・振動、河川等水質、地下水質について継続的なモニタリングを行い、数値基準を上回る場合には、環境基準を満たすように環境改善に取り組むことが求められます。
- 放射線量の測定値は大部分で国の示す基準を下回る値で安定していますが、監視を引き続き行っていく必要があります。

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	77.4%※ ¹	確認中
2	●空き家率	2.4%※ ²	確認中
3	●公害苦情受付件数	確認中	確認中
4	★基準超過件数(自動車騒音、振動調査)	確認中	確認中
5	★狂犬病注射接種率	84.8%	確認中

※1 まちづくり市民アンケート（令和6年度実施分）より「問22 生活環境が良好に保たれている」と回答した割合

※2 令和5年住宅・土地統計調査より賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家件数(730戸)／住宅総数(30,140戸)の割合。賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家とは、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などを対象（空き家の種類の判断が困難な住宅も含んでいる）

方針3 安心・快適な暮らしを守る

方針3における取組の方向性

つくばエクスプレスの開通や松並土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加傾向が続いており、生活環境が変化しています。今後は、環境に配慮した生活や社会活動の推進とともに、潤いと安らぎのある都市空間を維持・向上させ、自然環境と調和した快適な生活が送れる取組を進めていきます。

放置された空き家は、防犯上のリスクが高まるだけでなく、周辺地域に対する生活環境の悪化を招く恐れがあるため、空き家の適正管理や有効活用を検討していきます。

また、犬や猫の飼育については、ルールやマナーの周知啓発を行うことで、周囲の人に迷惑をかけることなく、ペットと快適に暮らせる環境づくりに取り組みます。

市（行政）の取組

取組1 生活マナーの向上と環境美化活動の推進

- 生活マナーの向上や環境美化活動への参加を促すための広報・周知活動をします。
- ごみの不法投棄防止のためのパトロールや、啓発活動を行います。

取組2 空き家問題対策の推進

- 空き家の状況把握を行い、所有者に対し適正な管理を促すとともに、有効活用などにより、管理が行き届かない空き家の増加抑制に努めます。

取組3 犬・猫の飼育方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援

- 飼い犬の登録や狂犬病予防接種等が法律で義務付けられていますが、それらを行わないまま飼育しているケースも依然としてあることから、市ホームページや広報もりや、SNS等を活用し情報を周知します。また、ペットの飼育のルールやマナーの遵守についても啓発していきます。
- 地域で暮らしている飼い主のいない猫との共生（地域猫活動）を目指し、周辺的生活環境被害や飼い主のいない子猫の発生を防止するために、守谷市動物愛護協議会と連携し、野良猫の繁殖制限を目的としたTNR活動¹を推進します。

¹ 猫を捕まえ（Trap）、不妊去勢手術をし（Neuter）、元の場所へ戻す（Return）ことにより、殺処分をすることなく自然に野良猫の頭数を減少させ、トラブルを未然に防ぐ、人にも猫にも優しい方法です

市民・事業者が取り組めること



- ◆ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守る。
- ◆日常生活の中で発生する悪臭や騒音・振動などについて近隣への配慮を心がける。
- ◆自分が住んでいる地域の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- ◆快適な生活環境を守るため、住居や所有地を適正に管理する。
- ◆地域住民に迷惑をかけないように責任をもってペットと暮らす。散歩時は、排泄物の処理を忘れずに行う。
- ◆ペットを飼うときは最後まで責任をもって飼養する。



- ◆事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- ◆不法投棄の監視に協力し、発見したら関係機関にすぐに通報する。
- ◆事業所の建物や看板は、周辺の景観に配慮したものにする。
- ◆快適な生活環境を守るため、建物や所有地を適正に管理する。

方針4 地域環境の保全に取り組む

方針4における取組の方向性

騒音・振動、悪臭、水質及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害などの発生を未然に防止するとともに、発生した場合には必要な対応を速やかに行うことで、市民の健康を守り、良好な生活環境を保全します。また、環境汚染だけでなく健康被害も引き起こす有害物質についても情報収集を行い、適切な情報発信ができるような啓発を行います。

測定結果を市ホームページ等で公開し市民に分かりやすい形で情報提供や注意喚起を行います。また、市民に対して放射線量計の貸出を実施することで、市民の安心感の確保に努めます。

市（行政）の取組

取組1 騒音・振動、悪臭対策の推進

- 工場・事業場に係る「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制が適切に行われるように、県や関係機関と連携し、呼びかけや対策を検討します。
- 自動車騒音については、主要幹線道路沿いにおいて常時監視を行うとともに、自動車利用のマナー向上に向けた普及啓発を行います。
- 不正改造車やオートバイの爆音走行による騒音を防止するため、関係機関と連携し、対策を検討します。

取組2 水質の監視観測

- 河川等の公共用水域における水質の汚濁状況及び水質環境基準の達成状況を把握するために、地下水質調査、地下水放射性物質調査、農業用水路・河川水質調査を継続して実施していきます。
- 事業活動に伴う適正な排水処理への呼びかけや水質汚染の防止に取り組めます。

取組3 化学物質の総合的なリスク対策

- 県が実施している取組と連携し、化学物質による環境リスクを低減するための、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進します。また、環境の保全上の支障を未然に防止するための「化学物質管理指針（経済産業省）」に基づき、工場・事業場への指導・啓発に努めます。
- 近年注目が高まっているPFAS等の有害な化学物質について、情報収集に努め、適切な情報発信を行うなど、市民の不安軽減につながる広報・啓発を行います。

取組4 放射能に対するモニタリング調査の実施

- 原子力規制委員会が設置する守谷中央図書館敷地内のモニタリングポストで継続的に測定される空間放射線量を、県と連携して監視していきます。
- プロムナード水路の放射線を3箇所年2回測定し、その結果を情報公開していきます。

市民・事業者が取り組めること



- ◆騒音・振動・悪臭などにより、近隣への影響を及ぼさないよう気をつける。
- ◆エコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- ◆日常生活において食べ残しや廃油をそのまま排水口に流さず、合成洗剤も必要以上に使わないようにする。
- ◆化学物質や放射性物質に関する正しい知識を身につける。



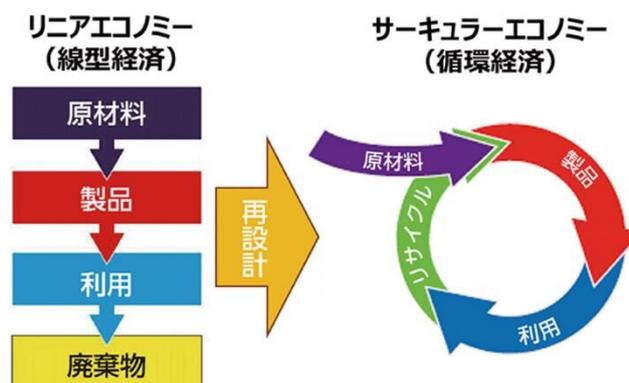
- ◆事業活動から生じる騒音・振動の低減や悪臭の発生防止に努め、関係法令を守る。
- ◆法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制する。
- ◆事業所でエコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- ◆農薬や除草剤、化学肥料の使用量を少なくする。

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します (資源循環・廃棄物分野)

近年の社会情勢等

■ 循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた取組

世界の状況に目を向けると、欧州連合（EU）が2015年12月に「サーキュラーエコノミー・パッケージ」を公表し、その中で循環経済の概念を打ち出しました。循環経済とは、「資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システム」とされ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するシステムの形成が求められています。



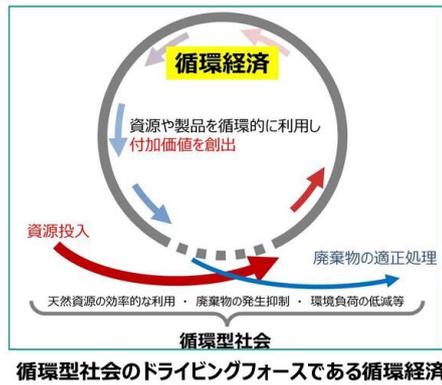
出典：環境省

■ プラスチックごみの削減

プラスチックは安価かつ丈夫で便利な素材であり、私たちの生活に大量に利用されている一方で、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっています。2022年に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する条約の策定に向けた委員会を立ち上げる決議が採択されました。EU（欧州連合）では、2021年に非リサイクル性プラスチックに対する課税の方針を立ち上げたほか、2030年までにすべての包材を再利用やリサイクル可能とすることを目指しています。

■ 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次計画の改定の背景及びポイントとしては、①循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進 ②循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行による気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現 ③将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現させ、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現があります。この①～③の認識のもと、今回の改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として計画が策定されました。



- ネット・ゼロ・
ネイチャーポジティブ
- 経済安全保障
- 産業競争力強化
- 地方創生・質の高い
暮らし

出典：環境省

図 循環型社会形成のドライビングフォースのイメージ

現状

- 令和5年度における家庭ごみの排出量は15,067トンとなっており、減少傾向となっています。また、1人1日当たり排出量も令和2年度以降大幅に減少し、令和5年度では585g/人・日となっています。
- 資源物の分別の不徹底や、紙類やビン類などの素材そのものの生産量が減少しているため、本市の資源化率は平成24年度以降減少傾向となっており、令和5年度の資源物（集団回収、行政回収）の資源化率は17.5%となっています。
- 生ごみについて、平成20年度から食品リサイクル堆肥化事業を推進し、堆肥化施設への搬入量が増加しましたが、近年は横ばい傾向となっています。
- 近年、リチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、機材そのものへの被害に加え、処理が滞ることによる社会的影響の発生や、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されています。

課題

- ごみの総排出量については、令和元年度以降1人1日当たり排出量が増加傾向となっているため、市民や事業者の自主的なごみ減量の活動を進めるとともに、市民・事業者・行政が連携して取り組むことが必要です。
- ごみ分別によってごみの減量化やリサイクルが進んでいることを理解してもらうため、情報発信による啓発が求められます。
- 食品リサイクル堆肥化事業を活発化させ、参加者を増やすためのPR活動が求められます。
- リチウムイオン電池がどのような製品に使用されているか品目を具体的に示し、住民へ十分な周知を行うことが求められます。また、火災事故の原因となり、自治体のごみ・資源物の収集、処分が停止する危険性に合わせて、発火危険性についても注意喚起を行う取組が求められます。

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●1人1日当たりのごみ排出量	730 g/人日 ^{※1}	確認中
2	●ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合	79.6% ^{※2}	確認中
3	★リサイクル率	17.4% ^{※1}	確認中

※1 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度）」の数値

※2 まちづくり市民アンケート（令和3年度実施分）より「問27 ごみの分別を徹底している」と回答した割合

方針5 循環型社会づくりを推進する

方針5における取組の方向性

「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、5 Rに取組み、持続可能な循環型社会の形成を促し、ごみの減量化を推進します。

また、再生利用が可能な資源物についても、分別の指導や周知を行い、集団回収の支援、生ごみの堆肥化等にも引き続き取り組み、さらなる資源化を進めます。

廃棄物の適正処理を徹底するために、不適切処理への対応強化や不法投棄対策、有害廃棄物対策を推進します。

市（行政）の取組

取組1 ごみ減量化の促進

- ごみの減量化につながる取組等について、市ホームページや広報もりや、パンフレットだけでなく、SNS等を活用し、分かりやすい内容で周知・啓発を行います。
- マイバック、マイボトルやマイカップ（自分の水筒、タンブラー、コップ等）に関する取組を促進し、ごみの排出抑制を図ります。
- ごみ減量化を進めるため、再生利用が可能な資源物の種類の拡大を検討します。

取組2 ごみ分別の取組促進

- ごみの適正処理に関する意識の醸成を図ることを目的に、常総環境センターの工場見学をはじめ、環境学習講座や出前講座等を実施します。
- 本市に転入してきた方、一人暮らしを始める方などを対象とした、ごみの分別方法が分かる動画を活用するなど、効果的な周知啓発について検討します。
- 適切な分別方法を検索できるごみ分別アプリなどの活用を検討します。

取組3 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進

- 食品ロスの削減に向け、茨城県や関係省庁と連携しながら、適切な買い物の仕方や食べ残し削減等についての行動を周知啓発します。
- 社会福祉協議会と連携し、市内に設置されている「きずなBOX（食品収集箱）」に関する情報を広報するなど、取組の支援を行います。

取組4 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発

- ごみの資源化を推進するための情報発信や啓発活動を継続して行います。
- 資源物を適切に分別する動画を活用した周知啓発について検討します。

取組5 5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進

- 地域において資源循環を担う幅広い分野の総合的な人材の育成・確保、様々な場での教育や関連機関との連携を促進するための施策を検討します。
- 個人の意識を高め、問題意識を持てるような情報発信の方法や、実際の行動に移せるような仕組みづくりを進める施策の検討を行います。また、その際に、新しい技術やサービスを活用しながら、若者世代における新たな生活様式の変化を踏まえた検討を行います。

市民・事業者が取り組めること



- ◆生ごみは水分をよく切り、ごみの減量化に努める。
- ◆ペットボトル、びん、かん、紙などをしっかり分別し、資源として再利用する。
- ◆計画的に買い物をしたり、調理を工夫して食品ロスの削減に努める。
- ◆過剰包装商品を避け、詰替え商品やエコマーク商品など環境保全に取り組んでいる商品を優先的に選ぶ。
- ◆マイバッグやマイ箸、マイカップ、マイボトルなど繰り返し使えるものを使う。



- ◆マイバックの持参を呼びかけと合わせて、商品の簡易包装に努める。
- ◆食品ロスを出さない調理やメニューの提供、食品の量り売りに取り組む。
- ◆ペーパーレス化などにより、省資源化に取り組む。
- ◆原材料やサービスなどを調達する際は、環境負荷の小さいものを優先的に選択する。
- ◆資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売やリサイクル製品の積極的な使用に努める。

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します (脱炭素社会・地球環境分野)

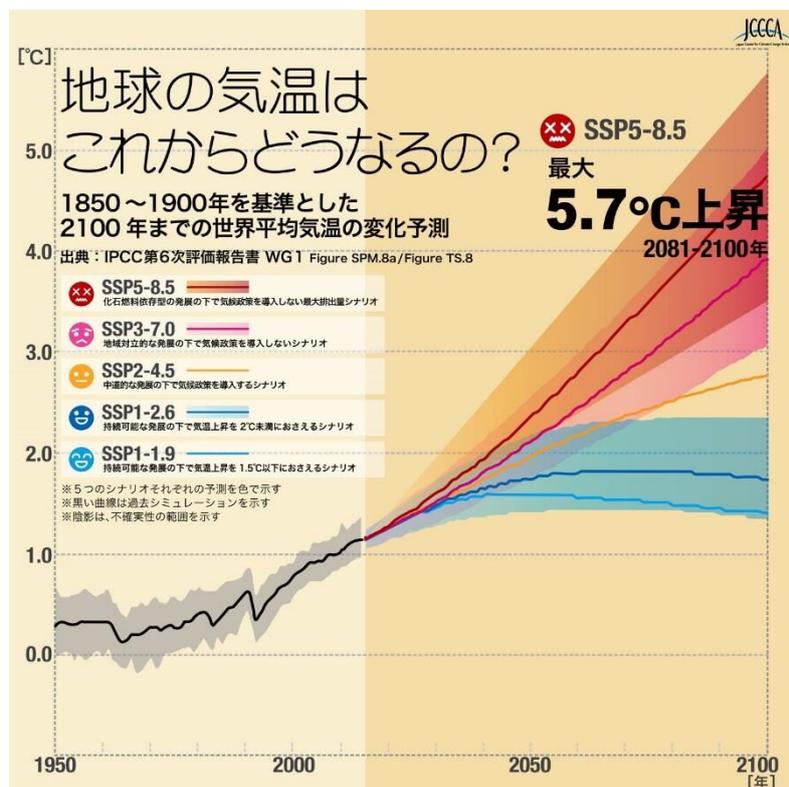
近年の社会情勢等

■地球温暖化の現状

2024年の世界の年平均気温は、観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われる状況です。日本においても、2024年は史上最高の年平均気温を観測したことに加え、農産物の収量及び品質の低下、熱中症のリスク増加等、気候変動の影響が全国各地で現れています。

気候変動による深刻な影響に対し、平成27(2015)年のCOP21(国連気候変動枠組み条約第21回締結国会議)において、①世界の平均気温上昇を工業化以前から2℃以内に抑えるという「2℃目標」、さらに努力目標としては「1.5℃目標」を設定し、②すべての国が削減計画を5年ごとに提出することを義務付け、③各国の実施状況についてレビューを行い、④5年ごとに世界全体での実施状況を検討する「パリ協定」が採択されました。

気候変動問題に関わる、科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行う専門家で構成されるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が令和3(2021)年8月に発表した「IPCC第6次評価報告書 第1作業部会報告書」では、「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、今世紀末までに3.3~5.7℃の上昇(SSPD-8.5)が予測されています。



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

■ゼロカーボンに向けた動き

国は令和2（2020）年10月に、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、翌年には、2030年度までに温室効果ガス排出量を46%削減（2013年比）することを宣言しました。

令和元（2019）年12月から環境省は、「2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることをめざす」という目標の表明を自治体に呼び掛け、本市を含む1,182自治体がゼロカーボンシティを宣言・表明しています。

さらなる具体的な取組を促すために、公共交通維持確保や生物多様性保全等の地域課題解決や脱炭素先行地域の取組を波及させるための地元人材育成や住民等の行動変容、地域間連携といった観点から地域特性に応じて脱炭素に向けた取組が進められています。

■再生可能エネルギーの拡大

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

国では再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生や国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしており、電源構成²に占める再生可能エネルギーの割合を令和5（2023）年度の約22.9%から令和22（2040）年度までに4～5割程度まで引き上げるとしています。

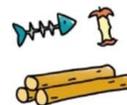
太陽光発電

日光がよく当たる場所などにソーラーパネルを置き、太陽光の力で発電します。



バイオマス発電

木くずなどの生物の資源（バイオマス）を使って発電します。



風力発電

風が風車を回す力で発電します。海の上で行う海上風力発電もあります。



はいきぶつ 廃棄物エネルギー

はいきぶつ 廃棄物を利用して発電します。発電の時に出る熱も利用します。



出典：環境省「こども環境白書 2019」

² 発電に利用されるエネルギー源（火力、原子力、再生可能エネルギーなど）の内訳を指す。

■気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化

気象庁の報告によれば、2024年も世界各地で様々な気象災害が見られました。また、世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではありますが史上初めて1.5℃を超えたことを発表しました。

日本においては、夏（6～8月）の平均気温平年差は東日本で+1.7℃となり、1946年の統計開始以降、夏として東日本では1位タイの高温となりました。また、夏の降水量は、6～7月の梅雨前線と8月の台風第10号などの影響を受けた東日本太平洋側でかなり多くなりました。台風第10号は、非常に強い勢力で奄美地方、九州南部に上陸した後、西日本を横断しました。日本付近での台風の動きが遅かったため、台風本体の雨雲や暖かく湿った空気の影響が長く続き、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となりました。

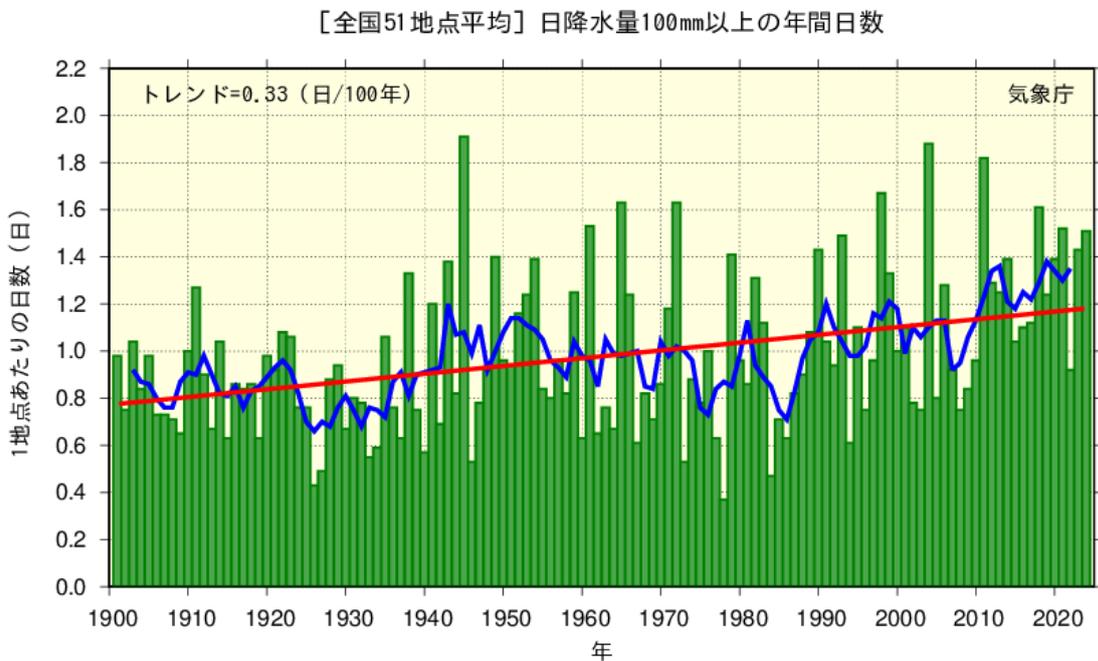


図 日降水量100mm以上の年間日数の経年変化（1901～2024年）

棒グラフ（緑）：各年の年間日数（全国51の観測地点による各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割って1地点当たりの年間日数に換算した値）

折れ線（青）：5年移動平均値

直線（赤）：長期変化傾向を示す

出典：気象庁「日本の気候変動2025」

現状

- 本市においては、令和2（2020）年に関東甲地域の団体と民間事業者で構成された「廃棄物と環境を考える協議会」と共同でゼロカーボンシティを表明し、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）での2030年度の温室効果ガス削減目標は、約43.1万t-CO₂（2013年度比47%削減）ですが、本市における令和4（2022）年度の二酸化炭素排出量は、63.0万t-CO₂でした。
- 熱中症による救急搬送人員数は全国的にも増えています。茨城県の熱中症による救急搬送状況の推移（令和2年から令和6年）をみると、増加傾向となっており令和6年の救急搬送人員数は1,989人となっています。

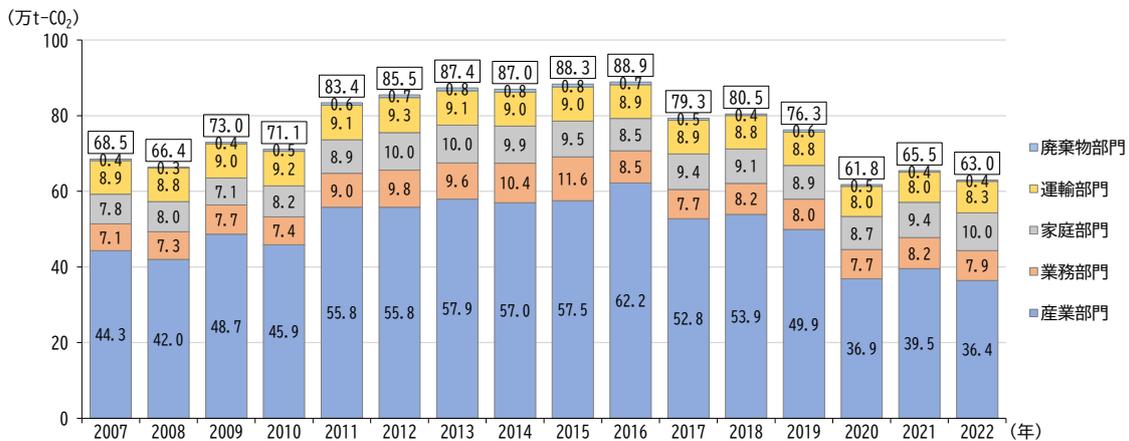


図 守谷市の部門別CO₂排出量の現況推計

出典：環境省

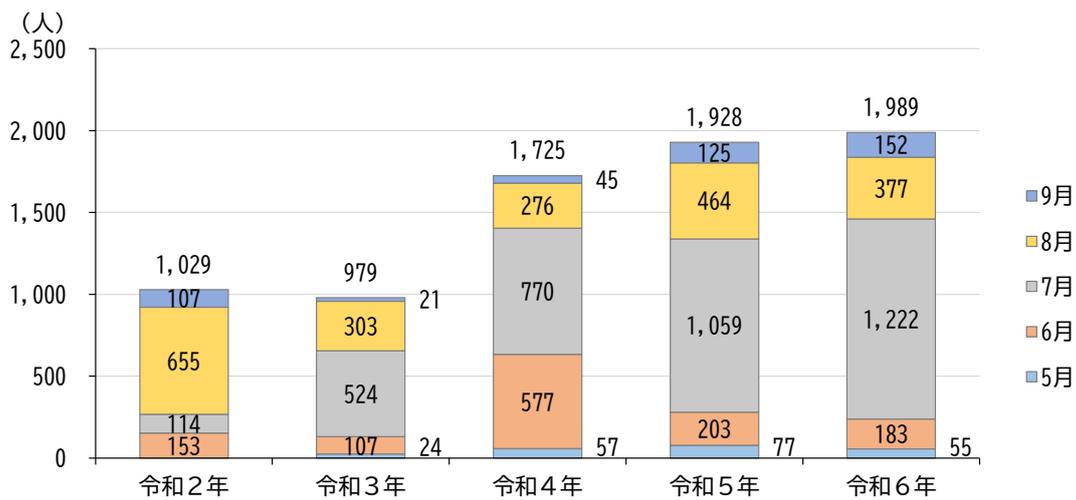


図 令和2年～令和6年熱中症による救急搬送状況（茨城県）

出典：総務省消防庁

課題

- 守谷市は太陽光発電の導入ポテンシャルが高いため、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入目標を設定していますが、脱炭素化に向けてクリーンエネルギーの検討もあわせて進める必要があります。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）での2030年度の温室効果ガス削減目標は、約43.1万t-CO₂（2013年度比47%削減）、さらに2050年までに二酸化炭素排出量の実質排出量ゼロに向けて更なる取組が求められています。
- 気候変動による健康影響は、熱中症などの暑熱環境による健康被害、集中豪雨などの自然災害による人的被害、水や食物、蚊などの媒介による感染症の増加などがあり、「地球の健康」と「人の健康」を相互に捉え、「プラネタリー・ヘルス」の視点から地球環境問題に取り組むことが求められます。

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●守谷市の二酸化炭素排出量	63.0万 t-CO ₂ ※1	30.6万 t-CO ₂
2	★市が行う事務事業によって排出される温室効果ガスの総排出量	6,740t-CO ₂ ※2	2,862t-CO ₂
3	★クーリングシェルター協力施設数	52 施設	継続実施

※1 環境省「部門別CO₂排出量の現況推計（2022（令和4）年度）」の数値

※2 守谷市環境報告書（令和6年度版）における令和5年度実績値

方針6 地球温暖化対策を推進する

方針6における取組の方向性

ゼロカーボンシティを実現するためには、市民・事業者・市（行政）が省エネや再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んでいくことが求められます。

市民・事業者との協力・連携に留意しつつ、公共施設等の管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を行うとともに、徹底した省エネルギーの推進を図るなど、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減のための施策を推進します。

市（行政）の取組

取組1 市民や事業者に対する再生可能エネルギーの導入促進

- 自家消費型の太陽光発電（蓄電池も含む）の導入を促進します。
- 小売電気事業者から購入する電力についても、再生可能エネルギー由来電力等のCO₂排出係数の少ない電力利用を促進します。
- 遊休地等を利活用した太陽光発電の導入を促進します。

取組2 省エネルギー技術の導入促進

- 省エネルギー技術やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の積極的な導入を促進します。
- 建物を新築・リフォームする際は断熱性・気密性の向上にむけた検討を促進します。
- 省エネルギー関連のセミナー等を開催し、普及啓発に取り組みます。

取組3 市（行政）の省エネルギー化に向けた率先行動の実施

- 省エネルギー設備等の導入や再生可能エネルギー由来電力等のCO₂排出係数の少ない電力利用など公共施設の低炭素化を推進します。
- グリーン購入の推進や廃棄物の削減、リサイクルの推進、イベント等における環境配慮の取組み等、庁内の省エネルギー化に向けた行動を推進します。
- 不要な照明は消灯したり、クールビズ・ウォームビズに取り組む等の省エネルギー行動や、コピー用紙使用量や水道使用料の削減に向けた省資源行動を推進し、市職員一人ひとりの環境配慮行動を推進します。
- 国庫補助金等の外部資金の活用やPPA（電力販売契約）モデルを活用した公共施設における太陽光発電設備導入等のゼロカーボンシティ実現に向けた環境整備を図ります。

市民・事業者が取り組めること



- ◆講演会などを通じて省エネルギーに関する知識を高める。
- ◆太陽光発電システムや蓄電池、高効率給湯器、再生可能エネルギー由来の電力などの導入を検討する。
- ◆住宅を新築・改築する際には、住宅の断熱性能の向上や省エネルギー改修、ZEHの導入を検討する。
- ◆家電製品や自動車、サービスを購入する時は省エネルギー性能の高いものや環境に配慮したものを積極的に選択する。
- ◆市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- ◆いばらきエコチャレンジに参加して、CO₂排出量の削減に取り組む。



- ◆講演会などを通じて省エネルギーに関する知識を高める。
- ◆事業所への太陽光発電システムの設置や、再生可能エネルギー由来の電力を導入する。
- ◆建築物を新築・改築する際には、省エネルギー改修やZEB化などを検討する。
- ◆日常的な省エネルギーの取組とともに、エネルギー効率の良い設備、機器を導入する。
- ◆イベントを開催する際は、エコに配慮したものとする。
- ◆市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- ◆茨城エコ事業所に登録し、環境負荷の低減に取り組む。

方針7 気候変動への適応に取り組む

方針7における取組の方向性

多様な関係者が自分事として気候変動問題をとらえるとともに、その行動変容を促す必要があることから、科学的知見の理解が促進されるように、普及啓発や広報の取組を進めていきます。

また、気候変動に伴い災害が激甚化しているため、市民や事業者が災害に備えられるように、災害ハザードマップの周知や災害リスクの高い地域への被害を軽減するための対策の実施を進めていきます。

そのほか、暑熱対策を推進し、個人でできる熱中症対策の情報提供や商業施設等と協力し、クーリングシェルターの増設を推進します。

市（行政）の取組

取組1 土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施

- 流域のもつ保水・遊水機能を保全・確保・向上するなどの総合的な浸水対策を推進します。
- 災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、適切な役割分担の下、災害リスクを軽減するために河川の整備に加え、地方公共団体・民間による雨水貯留浸透施設、止水板の設置などを重点的に推進します。
- 雨量の増大や洪水による河川水位の上昇等の危険の切迫度が住民に伝わりやすくなるよう、防災情報と危険の切迫度との関係を分かりやすく整理して提供するなど、情報の受け手にとって分かりやすい情報の提供に努めます。
- ハザードマップの公表などを通じて警戒避難体制の強化を図るとともに、住民や市職員に対する普及啓発により、災害に関する知識を持った人材の育成を推進します。

取組2 健康被害への対策の推進

- クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の施設数増加に向け、協力いただける民間施設の拡充を図ります。
- エアコン利用の有効性を周知や福祉等関係団体等を通じた見守りや声かけ強化を行い、高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策を推進します。

取組3 自然環境や農業への影響に関する対策

- 頻発化する気象災害に対応するため、施設の耐候性向上として、災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入、パイプハウスの補強等を推進します。
- 集中豪雨の増加等に対応するため、排水機場や排水路等の適切な維持・管理により農地の湛水被害等の防止を推進します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆講演会などを通じて気候変動に関する知識を高める。
- ◆ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- ◆こまめな水分補給やクーリングシェルの活用など、熱中症の予防に努める。
- ◆住宅の新築・改修時には、断熱装備や蓄電システムなど気候災害に役立つための設備の導入を検討する。
- ◆環境や気候の変化について、家族や友人などと話題にする。



- ◆講演会などを通じて気候変動に関する知識を高める。
- ◆ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- ◆屋外作業や外出をする従業員に対して、こまめな水分補給など、熱中症対策の取組を進める。
- ◆クーリングシェル施設を提供する。
- ◆事業所の新築・改修時には、断熱装備や蓄電システムなど気候災害に役立つための設備の導入を検討する。
- ◆気候変動に対する自社の取組を広く発信するとともに、取引先企業とも共有する。

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します (環境活動・市民行動分野)

近年の社会情勢等

■デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民のみなさまの行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。

昨今の異常気象の認識は浸透しているものの、それが地球温暖化によるものであるという原因に対する認知や、そのために国民一人一人のライフスタイルや産業構造の転換等が必要であるという対策についての認知が不足しており、国民の脱炭素への意識や行動に必ずしも直結していない状況があるため、利用者ニーズに応じた脱炭素社会の実現に向けた取組等の情報提供を通じて、行動変容・ライフスタイル転換を持続的かつ強力に促しています。



出典：デコ活 ウェブサイト

■環境教育・E S Dの動向

環境教育等を取り巻く状況として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や小中学校での「G I G Aスクール構想」により、I C T利活用の進展による国内外等の学びの可能性が拡大しています。また、市民活動団体等の新しい担い手と期待される若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性も高まっています。

そこで、持続可能な社会への変革に向けて「環境保全活動」、「環境教育」、「協働取組」の3つの方向性を軸に取組んでいます。特に環境教育と協働取組については、各方向性における主な推進策を設けており、「環境教育」については、学校等における環境教育の一層の推進や地域の自然や文化を体験する貴重な学びの機会となる体験活動の実践、「協働取組」については、E S D活動支援センター等の中間支援機能を活用した環境教育・協働取組の充実や人材の育成の取組みや、学校内外での対話と協働による学びの推進を図っています。



出典：環境省「環境教育・E S Dの最新動向等について」

現状

- 本市の小中学校における環境教育は、様々な教科に組み込まれているが、自然体験活動等の実体験を伴う教育をカリキュラムに組み込むことが困難となっています。
- 市の環境保全に取り組む市民活動団体において、高齢化や担い手不足により構成人数や活動内容、活動回数の縮小につながっています。
- まちづくり市民アンケート（令和6年度実施）によると、市民活動、NPO活動、ボランティア活動などへの参加状況については、『今後参加したい』³と回答した割合が45.7%となっていますが、市民活動の情報窓口である市民活動支援センター及びもりや公益活動促進協会の認知度は26.8%と低い状況となっています。

課題

- 地域主導型で地域に貢献する取組を推進するための中核人材を育成するため、能力や取組の発展段階に応じた人材育成プログラムの活用を図ることが必要です。
- 地域の再生可能資源を継続的に地域で活用し、地域のストックを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくために、地域コミュニティの形成が求められます。
- 地域経済の好循環、地域の環境課題と経済社会課題の同時解決をするために、担い手となる人材・コミュニティ等の形成・育成・充実が求められるため、地域のニーズに合わせた支援策を講じる必要があります。

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●公立小中学校での環境教育としての取組事例数	142 事例	継続実施
2	●環境に関する市民活動団体構成人数	227 人	250 人

³ 「参加しており、今後も参加したい」と「参加していないが、今後は参加したい」の合計。

方針8 環境教育・環境学習を推進する

方針8における取組の方向性

地域や家庭、学校等において、乳幼児から高齢期にわたり、意欲に応じて切れ目なく環境について学ぶことができるよう、効果的な環境教育等を広げていくことが必要であるため、生物多様性を含めた自然体験活動その他の体験活動への参加の機会の拡充を推進します。また、教職員の負担を軽減しながら教育の質や効果を高めるために、地域団体や企業等と連携した学習方法、学校現場における生成AIの適切な利活用についてもあわせて検討します。

近隣自治体や民間企業、ESD活動支援センター等の関連団体と連携を図り、地域等における環境教育等をより充実することが求められます。

積極的な情報発信や普及啓発を行い、脱炭素社会の実現につながる行動変容と組織や社会の変革に即した、環境教育等を推進します。

市（行政）の取組

取組1 環境教育及び環境学習の推進

- 深刻化している気候変動において、市民が一体となって取り組む必要があることから、積極的な情報発信や普及啓発とともに、環境教育等を推進します。
- 生物多様性の損失を止めるためには、人々の知識と関心を高め、行動の変化につなげる必要があることから、地域や家庭、学校等における生物多様性を含めた環境教育の推進と、それを支える人材の育成を推進します。
- 持続可能な地域づくりに向けた住民・事業者・行政等の対話を通じた協働取組を促進するため、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための意見交換会の開催を検討します。

取組2 自然観察・体験の場の機会提供

- デジタル化が進む中で、自然のもたらす効用等、リアルな自然体験がもたらす便益（健康増進、健全な子どもの発育など）に着目し、自然とのふれあいの場の機会提供を推進します。
- 市で実施している自然観察会等の取組を継続して行い、身近な自然環境や生物多様性にふれあえる機会の創出を図ります。
- 関係機関と連携し、自然体験活動その他の体験活動への参加の機会の拡充を図ります。
- ESD活動支援センターや民間団体、企業や近隣自治体等と連携を図り、地域等における環境教育等をより一層充実させます。

取組3 市内の良好な自然に関する情報の発信

○市内の環境への取組における参画を促進するため、情報の信頼性や正確性を確保しつつ、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者のニーズに応じた情報の提供を進めます。

市民・事業者が取り組めること



- ◆環境に関する書籍や新聞記事、自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- ◆自然体験学習や環境学習講座など、環境イベントに積極的に参加する。
- ◆家族や友人、身の周りの人と、環境に関する情報を話題にする。



- ◆環境に関する書籍や新聞記事、自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- ◆従業員（社員、職員等）を対象とした環境学習・環境研修を実施する。
- ◆自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信する。

方針9 環境意識の連携・活性化を進める

方針9における取組の方向性

環境の保全を継続的に進めていくためには、市民や事業者等による幅広い活動や、後継者の育成が必要不可欠となるため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解したうえで分担・協働し、世代を超えた環境配慮活動を推進します。

また、持続可能な社会づくりの担い手として重要である若者世代に対する活動の周知や、協働による取組への参加機会を創出するため、支援の手法についても検討し、様々な世代の意見を積極的に取り入れられるように検討を進めます。

さらに、持続可能な地域づくりに向けて、市民、民間団体、事業者、行政等による対話を通じた協働による取組を促進するために、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための取組を検討します。

市（行政）の取組

取組1 市ホームページや広報もりやなどを活用した情報発信

○市ホームページや広報もりや、Morinfo（もりんふお）、FacebookやX（旧Twitter）などのSNSを活用し、より広範囲に、環境に関する情報や本市の豊かな自然環境の魅力を積極的に発信します。

取組2 活動団体や環境ボランティア活動等への活動支援

- 環境保全に取り組む市民・事業者・団体のボランティア活動を支援します。
- もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクを活用し、地域環境の保全や活動団体の取組等を市立小中学校に向けて情報を発信します。
- 若者に対しては、活動の充実及び対話や協働による取組への参加の機会を支援するとともに、若者の意見が積極的に取り入れられるような取組の検討を行います。
- 事業者が必要とする情報の提供や支援により、地域環境保全に係る事業者の環境配慮活動等の取組を促進します。

取組3 事業者による環境配慮活動の促進

○脱炭素アドバイザー資格制度の資格取得を促し、脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材を育成します。

取組4 近隣自治体等との連携

- 様々な環境課題に対して広域的に協力して取り組むため、常総地方広域市町村圏事務組合の構成自治体をはじめとした、近隣自治体等との連携を図ります。
- 他自治体と共同で表明した「ゼロカーボンシティ」に基づき、温室効果ガス削減に向けて、市域を超えた取組を推進します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆市民・地域団体やNPO等が行う環境学習・環境保全活動に積極的に協力する。
- ◆自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境活動の開催に協力する。
- ◆家族や友人と環境について話し合い、自分なりに取り組めることを継続して、良好な環境の維持に努める。
- ◆市や事業者と連携し、環境保全活動に取り組む。



- ◆関連企業や取引先企業に対し、環境保全や環境への負荷の低減を呼びかける。
- ◆市の環境学習イベントや市民活動への協力支援、施設見学会の実施など、CSR活動として、環境教育・環境学習の機会を提供する。
- 市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進する。

第5章 計画の推進及び進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画を効率的に推進していくために、以下の事項に取り組みます。

①市民、事業者、市の協働

本計画の実行性をより高めるためには、市民、事業者と市が環境の保全に対する共通の認識を持ち、それぞれの役割を分担し、相互の連携・協力が図れるような取組が必要となります。

市民や事業者からの提言などが反映されるよう配慮しながら、環境問題に関する施策、事業を推進していきます。

②環境情報の収集・発信

環境施策を効果的・計画的に推進するために、地域を超えて広く環境に関する情報を収集し、広報紙や市ホームページなどを通じて市民・事業者などに発信し、環境に関する情報を共有します。

③環境教育・環境学習の推進

事業者や市は、職員に対して、環境教育・環境学習への参加奨励を行い、地域の環境保全活動などに率先して参加できる人材の育成に努めます。

また、市民、事業者の環境保全への理解と積極的な活動を進めるため、環境教育・環境学習の場や機会の提供を行います。

④近隣の地方公共団体、関係機関などとの連携

市は、近隣の地方公共団体と共通する環境問題への対応について、国、県、近隣の地方公共団体、関係機関などとの連携・協力を図りながら、広域的な視点から施策、事業の推進に取り組みます。

第2節 計画の進行管理

本計画の実現に向けた継続的な改善を行うために、P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：点検・評価）、A（Action：改善）サイクルを活用して適切な進行管理をしていきます。

毎年度、本計画に掲げる各取組における「環境指標」の達成状況を把握・評価した結果や、市の環境調査の結果などをまとめた報告書を作成し、その内容を全職員で共有するとともに、環境審議会に報告し、精査を受けた上、市ホームページなどを活用して市民や事業者などに公表します。

また、進捗状況の遅れが見られる場合には、要因などの分析を行い、施策の改善・見直しを行います。